

第 1 部

現 狀

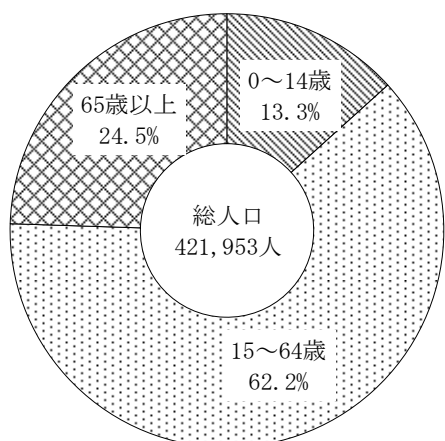
第1章 富山市の状況

1 富山市の概要

富山市は、富山県の中央部に位置し、東は中新川郡、東南は長野県、南は岐阜県、西は射水市および砺波広域圏に接し、北は富山湾に面しています。東西60km、南北43kmで、面積は1,242km²と富山県の約3割を占め、全国的にも最大級の市域面積です。富山駅を中心に市街地・住宅地・農業地を形成し、市の南部の多くは山間地となっています。

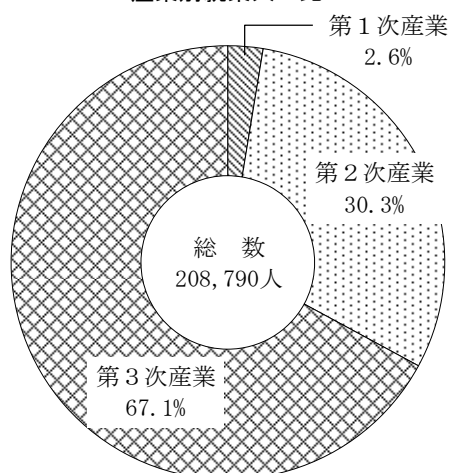
平成27年3月には北陸新幹線の長野・金沢間が開業されることとなっており、富山駅周辺地区では、これを契機として鉄道の高架化や施設の再整備を進めています。

図1-1-1 年齢3区分別人口構成比



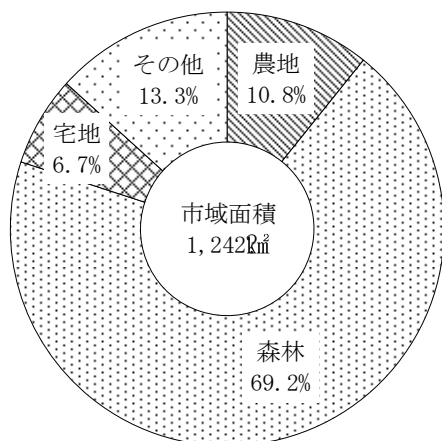
資料：「国勢調査」（平成22年）

図1-1-2 産業別就業人口比



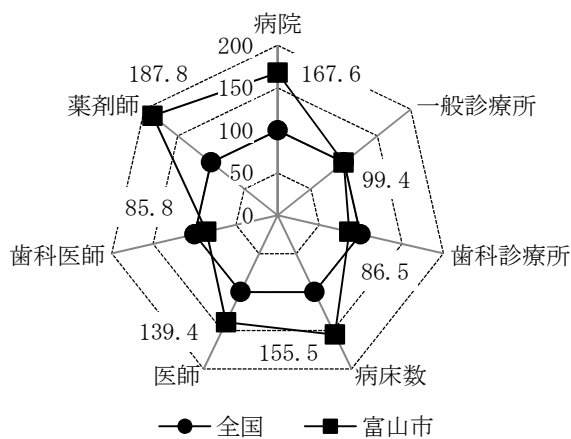
資料：「国勢調査」（平成22年）

図1-1-3 土地利用



資料：「土地に関する統計資料」（平成25年度版）

図1-1-4 人口当りの医療体制（平成22年）



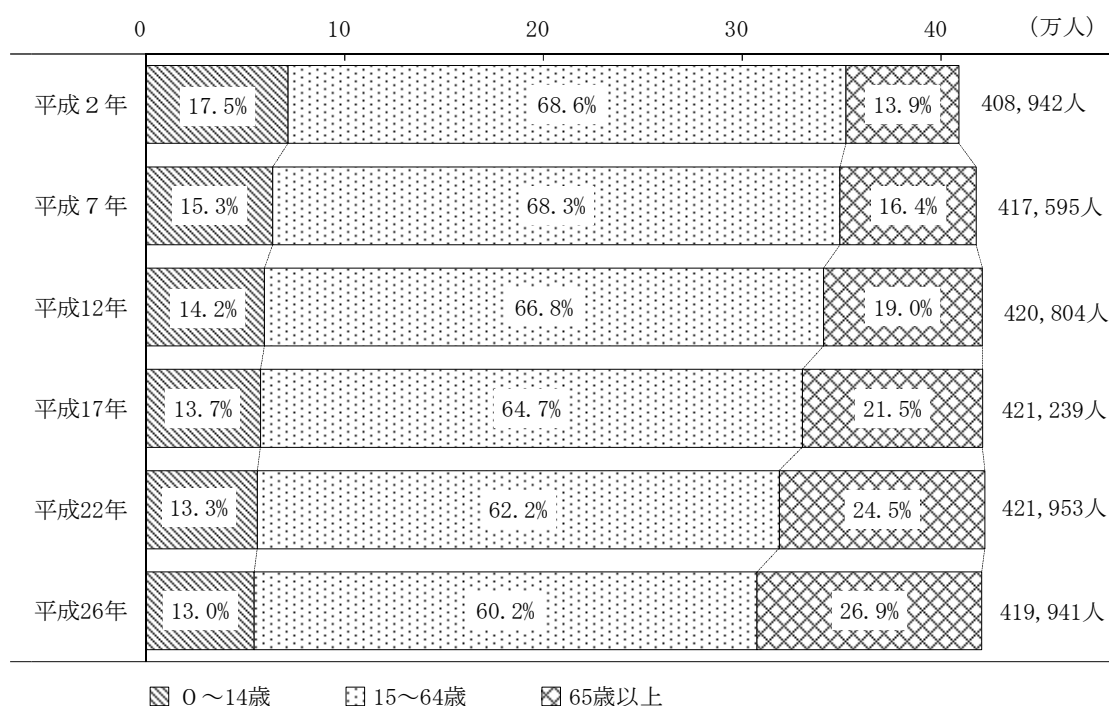
資料：「医療施設調査」「病院報告」「医師・歯科医師・薬剤師調査」

2 人口の推移

平成2年から平成26年の人口の推移（平成2年から平成12年は7市町村の合計）をみると、平成22年までは微増していましたが、今後は減少に向かうと考えられます。0～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口の割合は低下を続け、65歳以上の老年人口の割合は上昇を続けています。平成26年の年少人口は13.0%、老年人口は26.9%となっており、今後も少子高齢化がますます進行すると考えられます。

なお、富山市の人口は、富山県全体の人口の38.6%を占めています。

図1-1-5 年齢三区分別人口の推移



資料：平成2年～平成22年は「国勢調査」、平成26年は「富山市統計データ」（平成26年4月）

第2章 障害のある人たちの現状

◆◇◆ 第1 障害のある人たちの数 ◆◇◆

1 身体に障害のある人

(1) 障害の種類別・障害の程度別の身体に障害のある人の数

表1-2-1により、身体障害者手帳所持者を障害の程度別にみると、最重度である1級の比率が高いのは視覚障害と内部障害、逆にその比率が低いのは聴覚・言語障害となっています。身体障害者手帳所持者の総数20,444人は、本市の人口の4.9%にあたります。

障害の種類別の構成比率をみると、肢体不自由が53.4%を占めています。この比率は、厚生労働省が平成23年に行った在宅障害児・者実態調査結果の52.1%とほぼ同率です。また、本市は全国より、視覚障害と聴覚・言語障害の比率が低く、内部障害の比率がやや高くなっています（図1-2-1）。

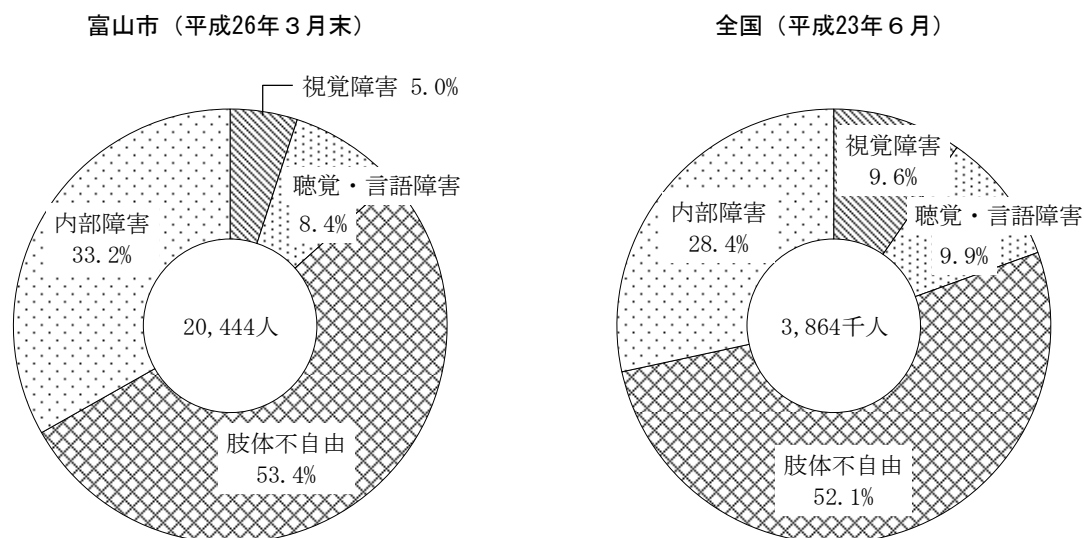
表1-2-1 障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視 覚 障 害	355	274	95	84	141	81	1,030
聴覚・言語障害	123	320	272	340	8	647	1,710
肢 体 不 自 由	1,919	2,005	2,308	3,521	761	395	10,909
内 部 障 害	2,618	212	2,562	1,403	0	0	6,795
合 計	5,015	2,811	5,237	5,348	910	1,123	20,444

(注) 平成26年3月末現在

図1-2-1 障害の種類別の身体に障害のある人



(注)「全国」は厚生労働省「平成23年在宅障害児・者実態調査結果」の障害の種類不詳を除いて計算した。

(2) 年齢区分別の身体に障害のある人

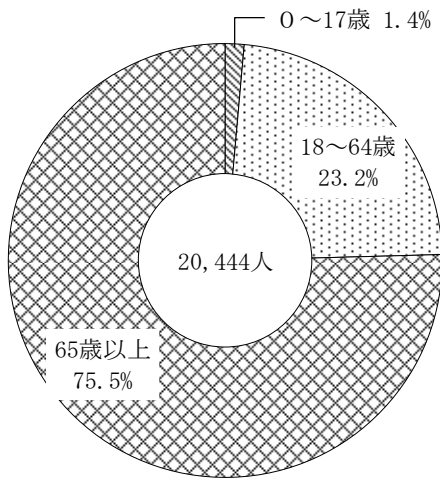
年齢区分別に身体障害者手帳所持者数をみると、65歳以上が4分の3以上を占めています(図1-2-2)。

図1-2-3により、富山市の人口に占める年齢区分別の身体障害者手帳所持者数の比率をみると、0～17歳が0.4%、18～64歳が2.0%なのに対し、65歳以上は13.6%になっています。

図1-2-4により、年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、0～17歳および18～64歳はやや減少傾向がみられますが、65歳以上は増加を続けています。今後の高齢化・長寿化により、65歳以上の身体障害者手帳所持者の増加が続くと考えられ、身体障害者施策は高齢者施策と連携して進めていく必要があります。

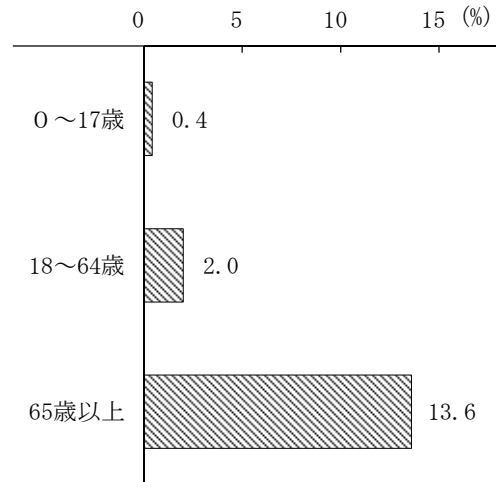
表1-2-2は、年齢別・障害の種類別・障害等級別に身体障害者手帳所持者数をみたものです。65歳以上の占める比率が比較的高いのは、聴覚・平衡機能障害と内部障害です。

図1-2-2 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の比率



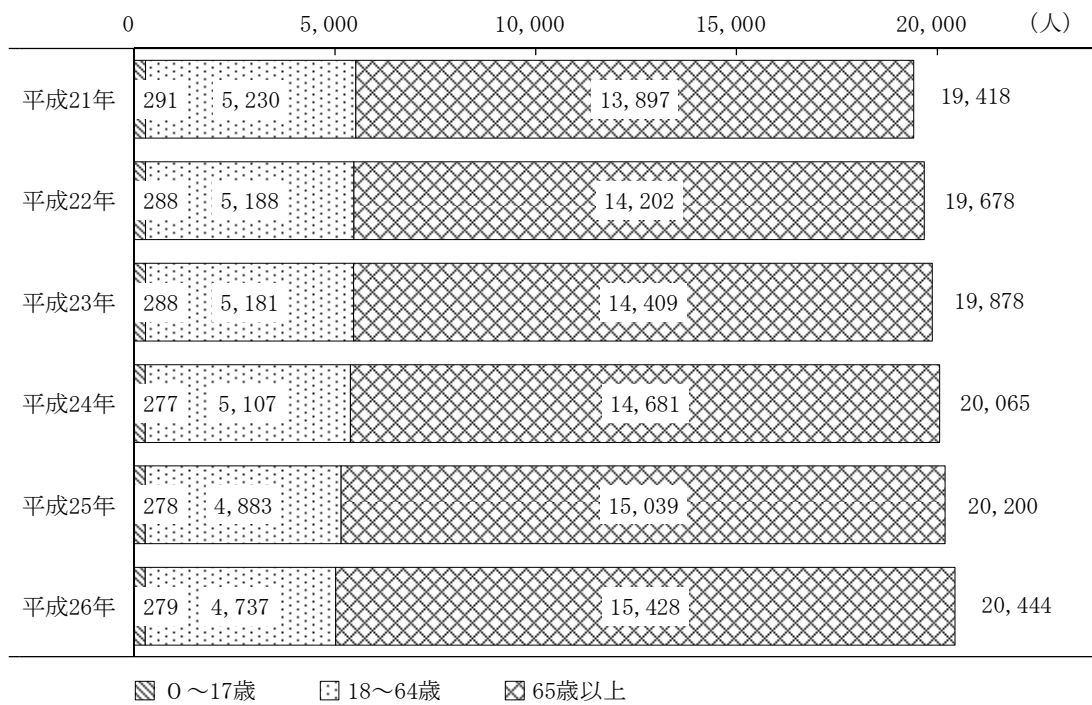
(注) 平成26年3月末現在

図1-2-3 人口に占める年齢区分別身体障害者手帳所持者の比率



(注) 平成26年3月末現在

図1-2-4 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末現在

第1部 現 状

表1-2-2 年齢別・障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	0～17 歳	3	2	1	0	0	0	6
	18～64 歳	105	74	21	21	39	12	272
	65 歳以上	247	198	73	63	102	69	752
	計	355	274	95	84	141	81	1,030
聴覚・平衡機能障害	0～17 歳	0	18	3	2	0	12	35
	18～64 歳	53	122	33	32	4	65	309
	65 歳以上	66	176	152	240	4	570	1,208
	計	119	316	188	274	8	647	1,552
音声・言語・そしやく機能障害	0～17 歳	0	0	1	1	0	0	2
	18～64 歳	3	1	19	33	0	0	56
	65 歳以上	1	3	64	32	0	0	100
	計	4	4	84	66	0	0	158
肢体不自由	0～17 歳	103	33	21	7	3	5	172
	18～64 歳	648	561	394	683	194	121	2,601
	65 歳以上	1,168	1,411	1,893	2,831	564	269	8,136
	計	1,919	2,005	2,308	3,521	761	395	10,909
内 部 障 害	0～17 歳	41	0	12	11	0	0	64
	18～64 歳	695	25	506	273	0	0	1,499
	65 歳以上	1,882	187	2,044	1,119	0	0	5,232
	計	2,618	212	2,562	1,403	0	0	6,795
合 計	0～17 歳	147	53	38	21	3	17	279
	18～64 歳	1,504	783	973	1,042	237	198	4,737
	65 歳以上	3,364	1,975	4,226	4,285	670	908	15,428
	計	5,015	2,811	5,237	5,348	910	1,123	20,444

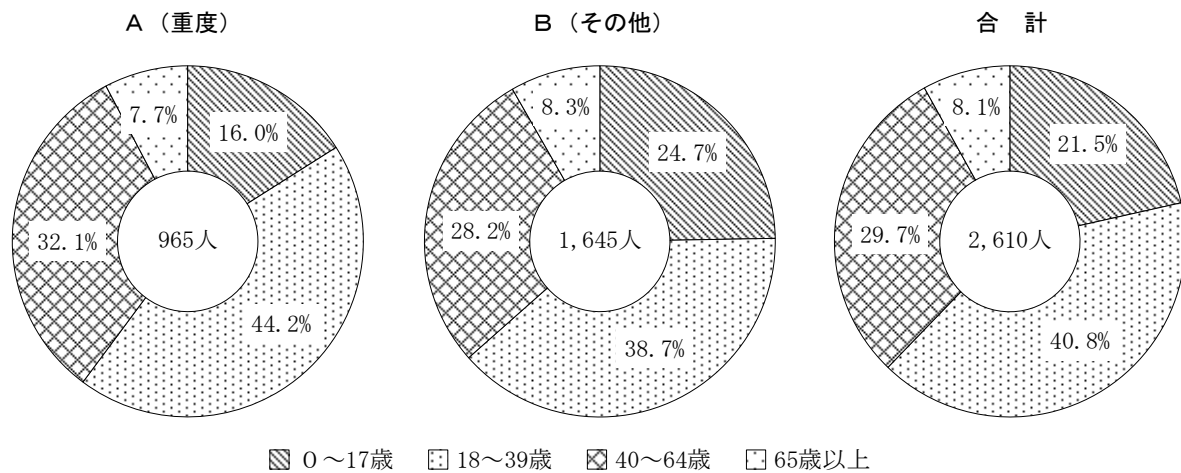
(注) 平成26年3月末現在

2 知的障害のある人

療育手帳制度は昭和48年に創設され、A(重度) およびB(その他) の2段階の区分となっており、年齢別の療育手帳所持者数は図1-2-5のとおりです。

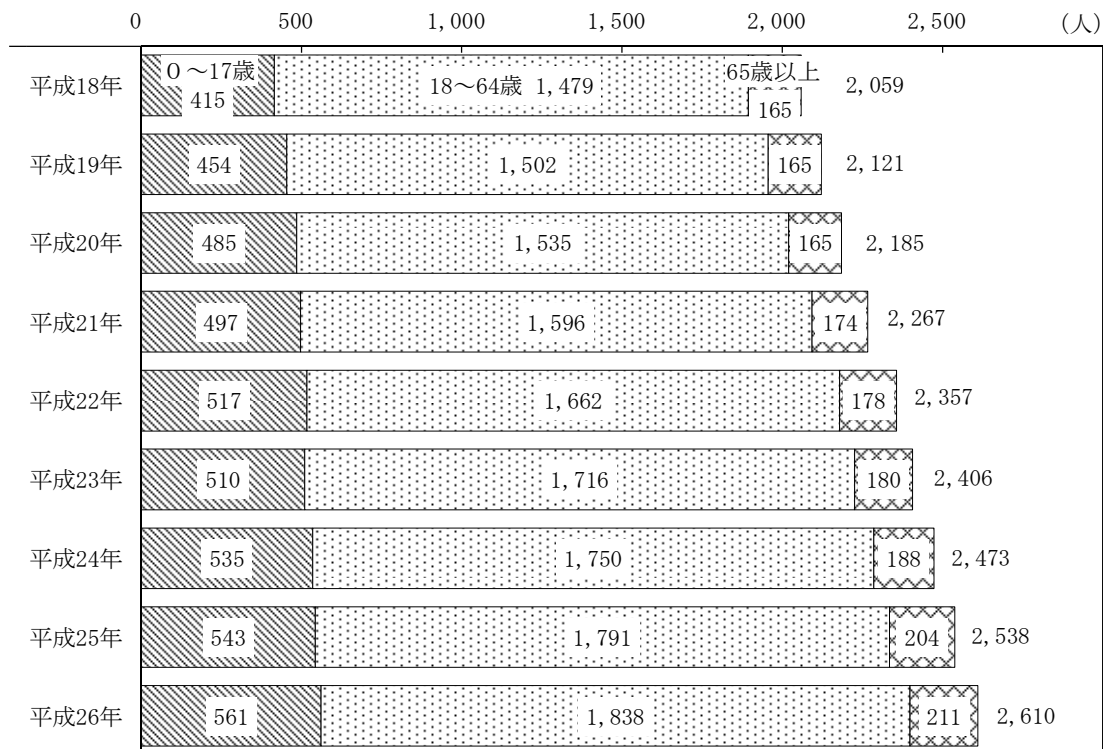
図1-2-6により、療育手帳所持者数の推移をみると、各年齢階層とも手帳所持者が増加を続けています。これは、知的障害のある人が増加しているのではなく、知的障害があっても手帳の交付を受けていない人が交付を受けるようになったと考えられます。

図1-2-5 年齢別・障害の程度別療育手帳所持者数



(注) 平成26年3月末現在

図1-2-6 年齢区分別療育手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末現在

表1-2-3 年齢別・障害の程度別療育手帳所持者数

単位：人

区分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
A	154	427	310	74	965
B	407	637	464	137	1,645
計	561	1,064	774	211	2,610

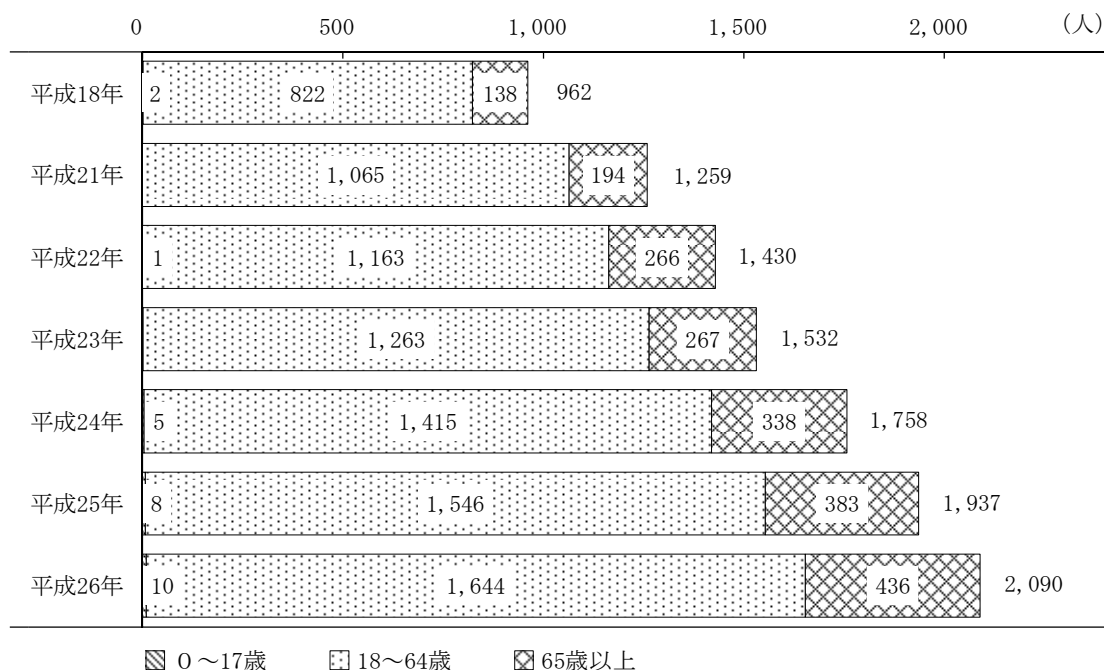
(注) 平成26年3月末現在

3 精神に障害のある人

図1-2-7により、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると平成18年3月末日では962人でしたが、平成26年3月末日には2倍以上の2,090人となっています。

精神に障害があっても精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がいるため精神に障害のある人の実数を正確に把握することは困難な状況にあります。

図1-2-7 年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(注) 各年3月末現在

表1-2-4 年齢別・障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	0～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	計
1 級	1	102	101	204
2 級	8	1,160	306	1,474
3 級	1	382	29	412
計	10	1,644	436	2,090

(注) 平成26年3月末現在

4 発達障害のある人

平成16年12月、発達障害者支援法が公布されました。発達障害者支援法の「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発病するものとされています。発達障害は、従来より精神障害者保健福祉手帳の対象として扱われており、学齢期の発達障害のある児童は、学校において特別支援教育を受けることができます。

5 高次脳機能障害のある人

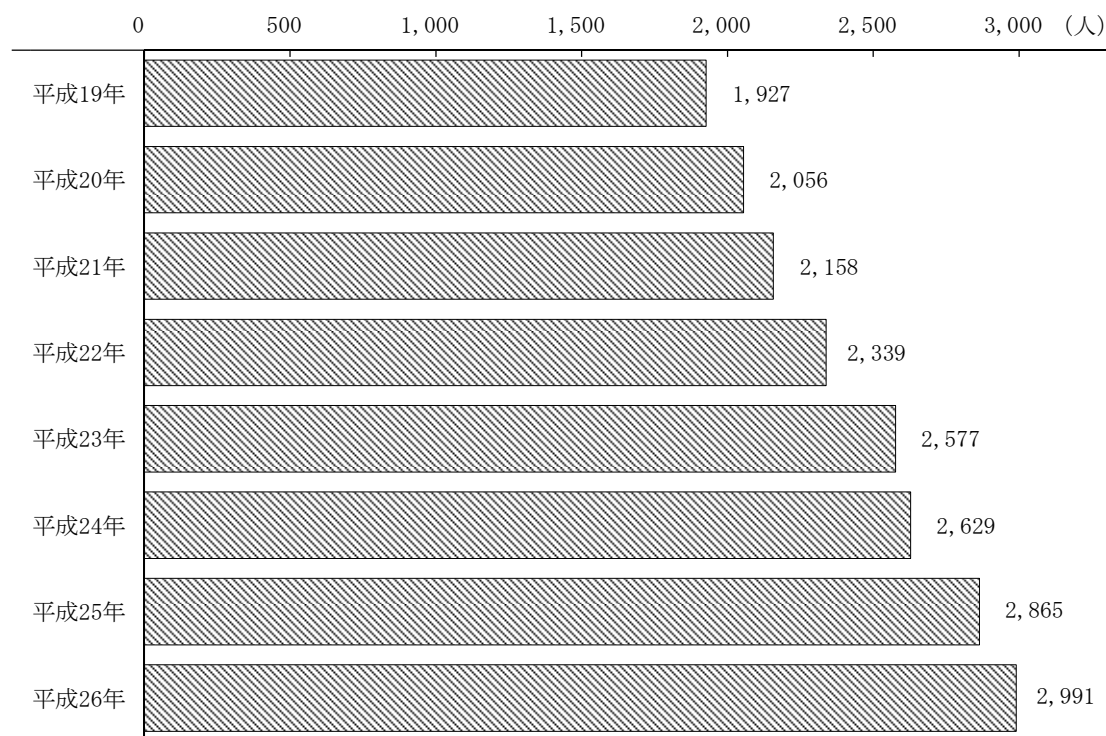
交通事故をはじめとする外傷や病気によって脳に損傷を受けると、新しいことが覚えられない、すぐに忘れてしまう、意欲がなくなる、集中力が続かない、周囲とうまくコミュニケーションがとれないなどの後遺症が残ることがあり、これを高次脳機能障害といいます。高次脳機能障害になると、職場復帰しても、以前と同様の仕事ができず、そのため退職を余儀なくされることも少なくありません。高次脳機能障害のある人としての数は把握されておらず、標準的なリハビリテーションも確立されていなくて、支援体制も不十分な状況です。高次脳機能障害は精神障害者保健福祉手帳の対象とされています。

6 難病患者等

難病患者等への対応は、平成8年6月厚生省保健医療局長通知「難病患者等居宅生活支援事業の実施について」により、難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給付事業および難病患者等ホームヘルパー養成研修事業が、難病患者等居宅生活支援事業として位置づけられましたが、事業の対象者は、指定された難病患者および関節リウマチ患者のうち、日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等の便宜を必要とする人（老人福祉法、身体障害者福祉法、介護保険法等の施策の対象者を除きます）とされてきました。

図1-2-8は、医療費の公費負担の対象となる難病患者数の推移ですが、平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、対象となる疾患は従来の56疾患から110疾患・症候群に拡大されることになりました。

図1-2-8 医療費の公費負担の対象となる難病患者数の推移

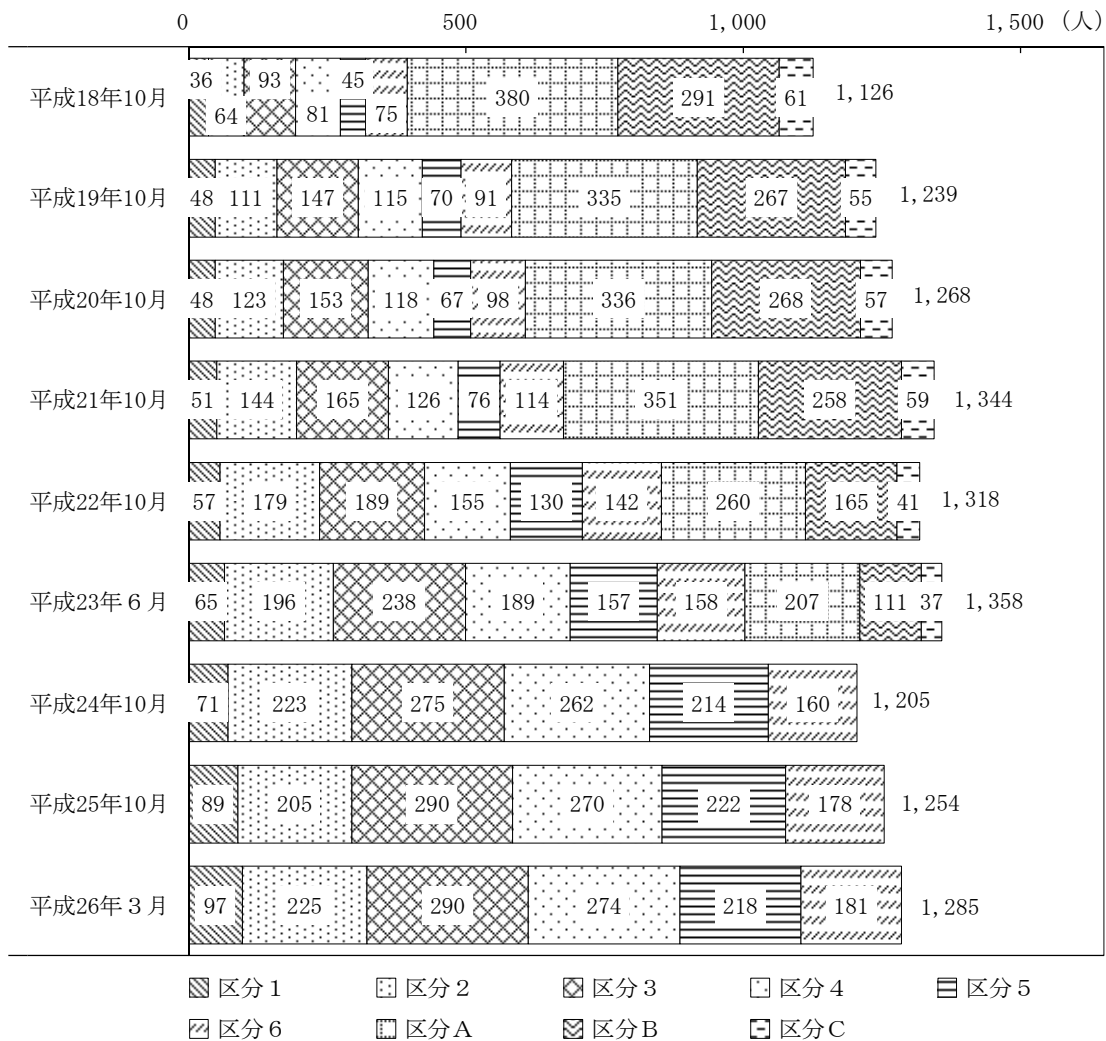


(注) 1 各年3月末現在
 2 県単独制度を含む。

7 障害支援（程度）区分認定者

障害者総合支援法の障害支援区分（障害者自立支援法においては「障害程度区分」という名称でした）は、区分1～6に分けられています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく入所施設・通所施設利用者については、区分A～Cとなっていました。平成26年3月現在の障害支援区分認定者は1,285人ですが、この数は、18歳以上の3つの手帳所持者の合計の5.2%にすぎません。なお、18歳未満の障害のある児童については、障害支援区分を設けていません。

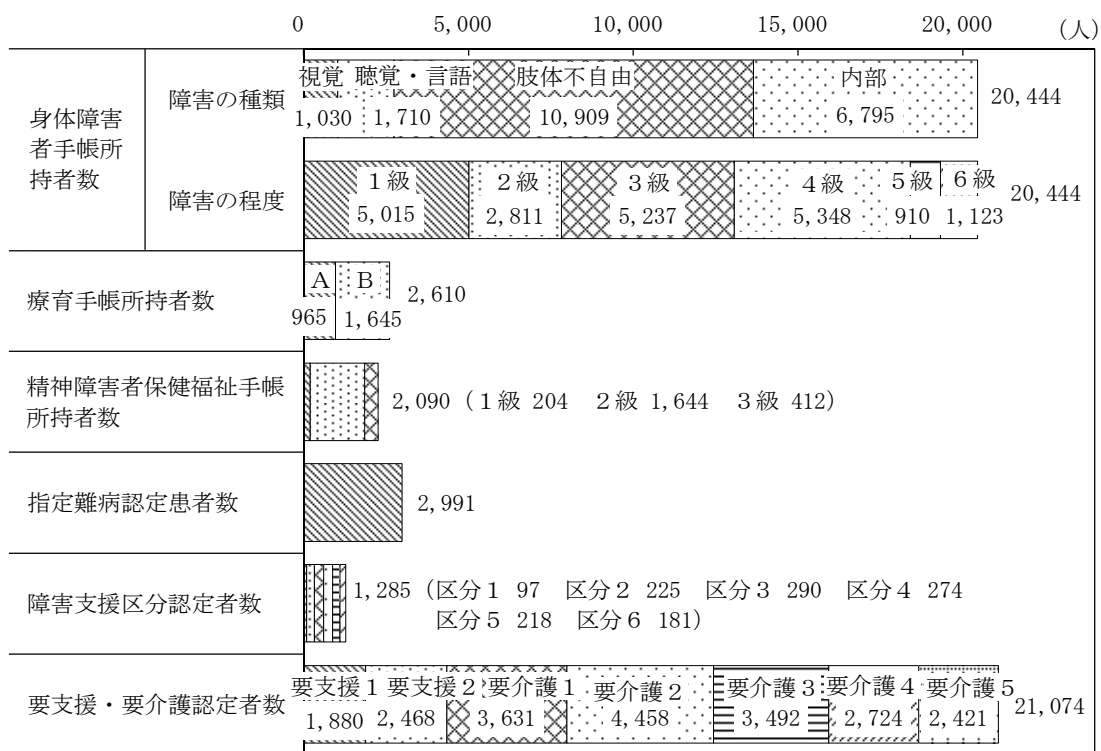
図1-2-9 障害支援（程度）区分認定者数の推移



8 まとめ

図1-2-10は、平成26年3月末現在の手帳等所持者数等です。参考として、介護保険の要支援・要介護認定者数も掲載しました。身体障害者手帳所持者が20,444人、要支援・要介護認定者が21,074人などとなっていますが、このなかには、要支援あるいは要介護認定者であって身体障害者手帳を所持している人、身体障害者手帳と療育手帳を所持している人などもあり、この合計数が本市の手帳等所持者数とはいえません。ちなみに、身体障害者手帳所持者の75.5%が65歳以上です。なお、これ以外の障害サービス対象者として、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人などがいますが、その数は把握されていません。

図1-2-10 手帳等所持者数



(注) 平成26年3月末現在

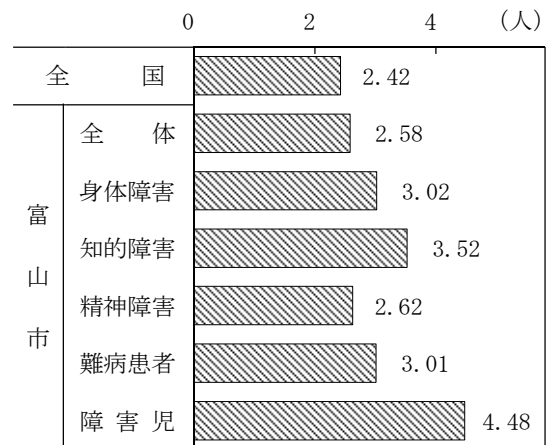
◆◇◆ 第2 世帯・住居の状況 ◆◇◆

本項においては、平成25年8月に実施した「障害者計画・障害福祉計画アンケート」結果を中心に、障害のある人の世帯・住居の状況を把握します。

1 世帯人数

平成22年の国勢調査によると、全国の平均世帯人数は2.42人、富山市の平均世帯人数は2.58人でした。これに対して、アンケートによる身体に障害のある人の世帯の平均人数は3.02人、知的障害のある人は3.52人、精神に障害のある人は2.62人、難病患者は3.01人、障害のある児童は4.48人となっており、障害のある人の平均世帯人数はかなり多くなっています（図1-2-11）。

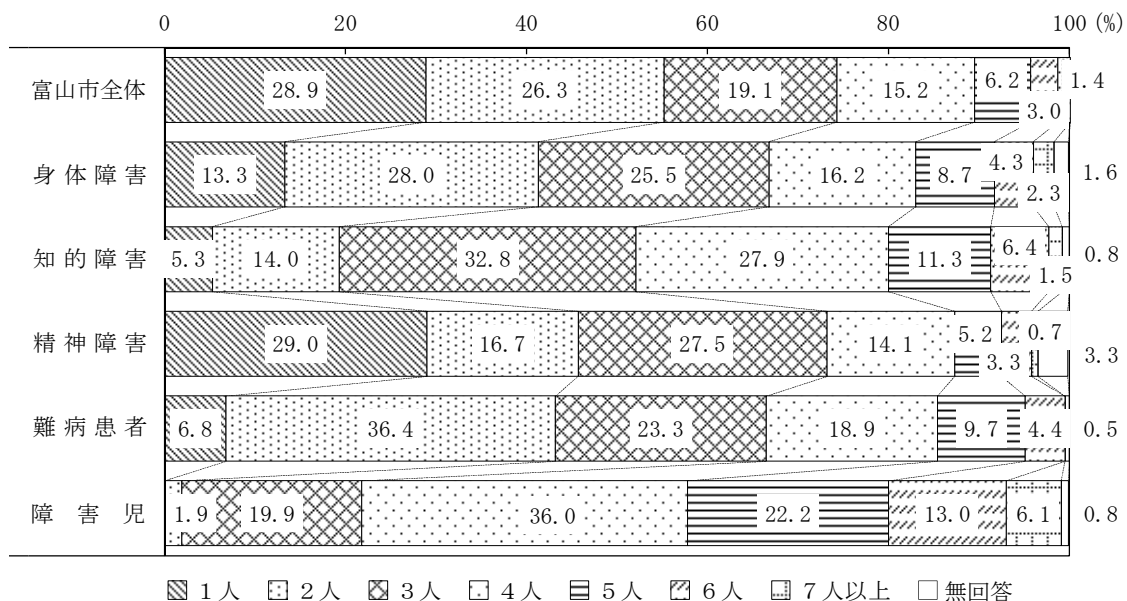
図1-2-11 平均世帯人数



資料：「全国」および「富山市全体」は平成22年10月「国勢調査」

図1-2-12により世帯人数をみると、ひとり暮らしは、富山市全体では28.9%になっていますが、身体に障害のある人の世帯は13.3%、知的障害のある人の世帯は5.3%、難病患者の世帯は6.8%と少なくなっています。

図1-2-12 世帯人数

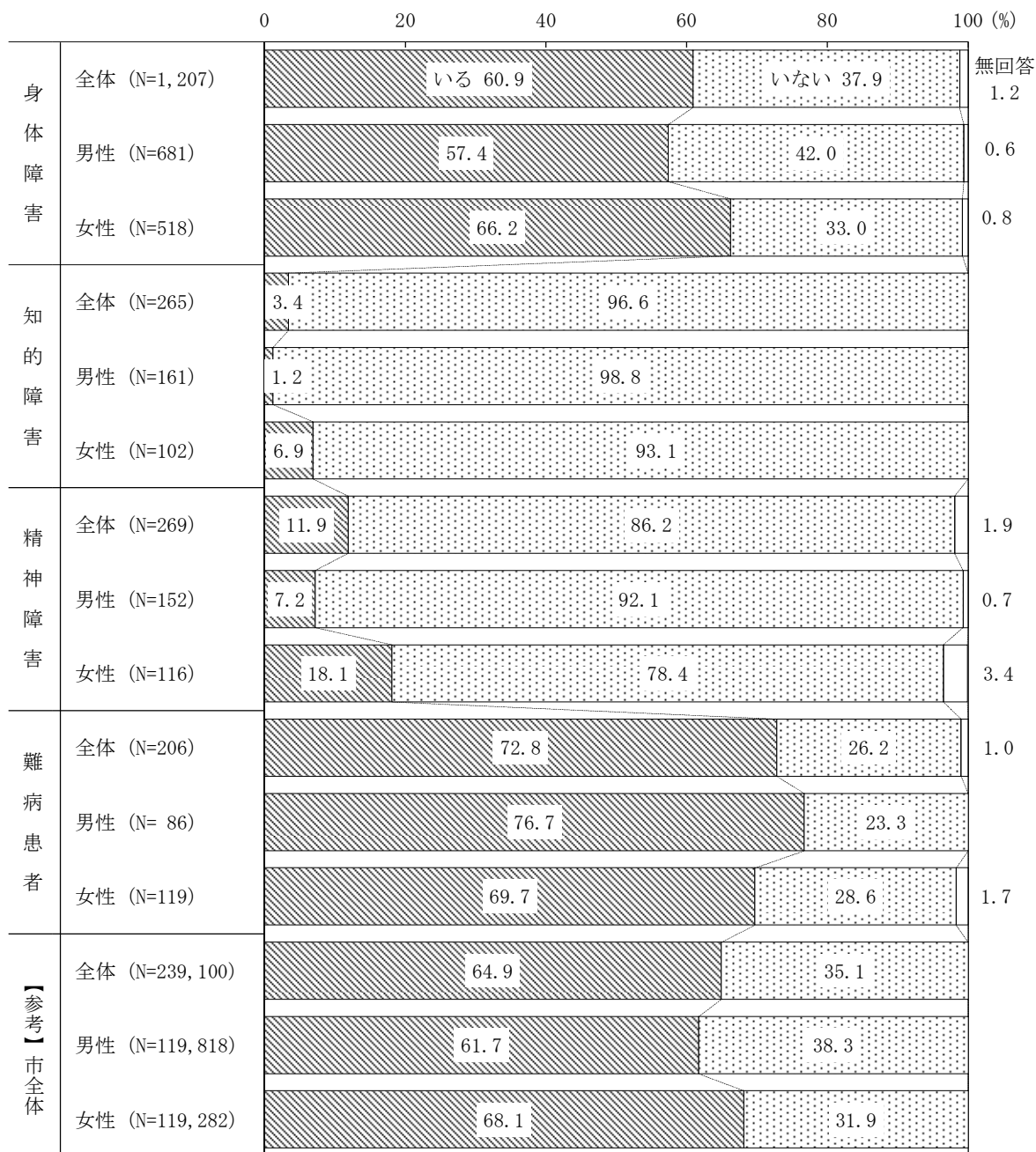


資料：「富山市全体」は平成22年10月「国勢調査」

2 配偶者の有無

配偶者がいるのは、身体に障害のある人が60.9%、知的障害のある人が3.4%、精神に障害のある人が11.9%、難病患者が72.8%です。難病患者の配偶者のいる率は市全体の率より高くなっています。配偶者のいる率を男女別にみると、難病患者以外は女性のほうが男性より高くなっています。

図1-2-13 配偶者の有無（18～64歳）

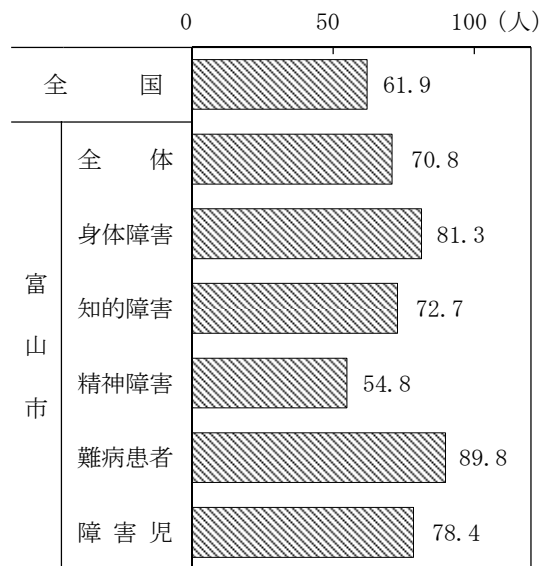


(注) 「市全体」は20歳～64歳
資料：「市全体」は平成22年10月「国勢調査」

3 持ち家率

平成22年の国勢調査によると、全国平均の持ち家率は61.9%、富山市平均の持ち家率は70.8%でした。これに対して、身体に障害のある人の持ち家率は81.3%、知的障害のある人の持ち家率は72.7%、精神に障害のある人の持ち家率は54.8%、難病患者の持ち家率は89.8%、障害のある児童の持ち家率は78.4%となっており、精神に障害のある人以外の持ち家率は、全国平均および富山市全体の持ち家率より高くなっています。

図1-2-14 持ち家率



資料：「全国」および「富山市全体」は平成22年10月「国勢調査」

◆◇◆ 第3 障害のある人の雇用・就業の状況 ◆◇◆

障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた雇用率は次のとおりであり、各企業、法人、機関はこの率以上の割合をもって身体に障害のある人・知的障害のある人を雇用しなければならず、そうでない場合には一定の課徴金を支払うことになっています。精神に障害のある人については雇用義務はありませんが、雇用した場合は、身体に障害のある人あるいは知的障害のある人を雇用したものとみなされています。さらに、平成30年4月1日からは、精神に障害のある人も雇用率の算定対象となります。

民間企業（規模50人以上） -----	2.0%（1.8%）	（注）（ ）内の率は、平成25年3月までの雇用率
国・地方公共団体・特殊法人等 -----	2.3%（2.1%）	
都道府県等の教育委員会 -----	2.2%（2.0%）	

雇用率の算定に当たっては、身体に重度の障害のある人および重度の知的障害のある人は1人の雇用をもって2人の身体に障害のある人を雇用しているものとみなされます。また、短時間労働者は1人を0.5人としてカウントされますが、短時間労働者のうち身体に重度の障害のある人および重度の知的障害のある人は、それぞれ1人の身体に障害のある人を雇用しているものとみなされることになっています。

1 民間企業の雇用状況

(1) 雇用率の推移

富山管内の民間企業の平成25年6月現在の障害のある人の雇用数は1,345人、雇用率は1.68%でした（表1-2-5）。

雇用率の推移をみると、全国・富山県・富山管内とも上昇傾向にありますが、法定雇用率には達していません。富山県は全国よりやや高い率で推移していますが、富山管内は全国よりも低い年が多くなっています（図1-2-15）。

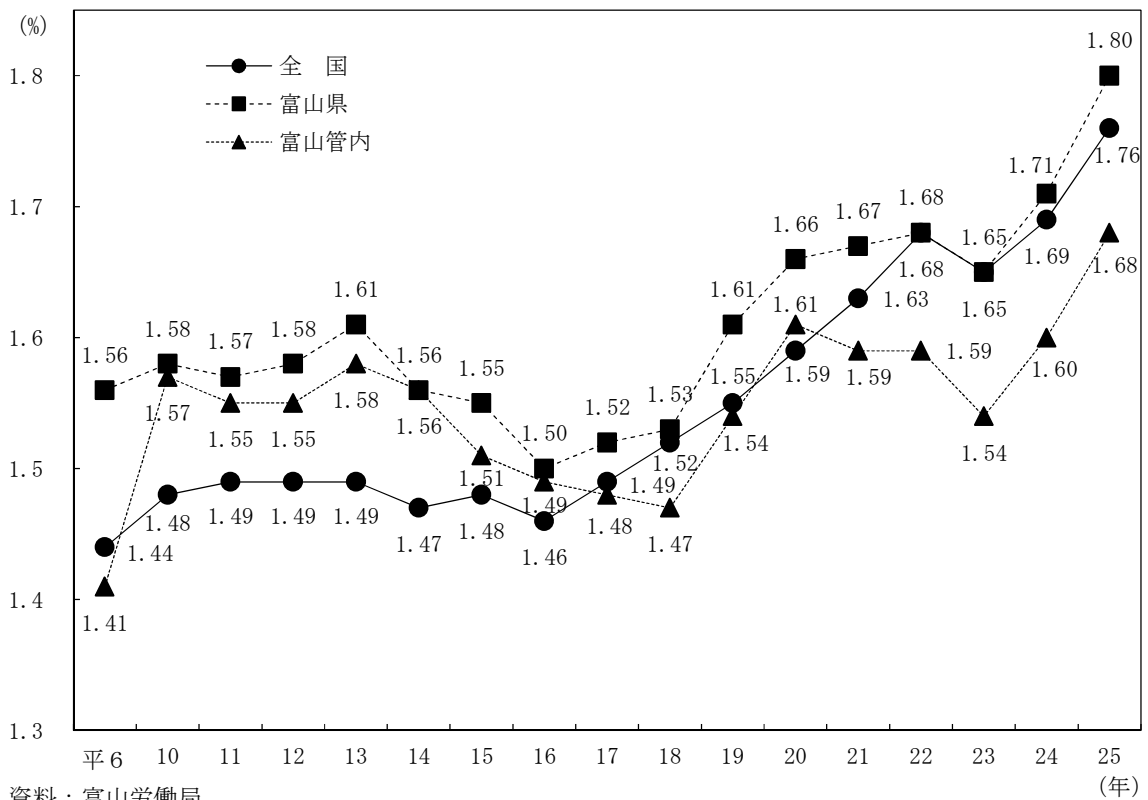
なお、富山公共職業安定所の担当地域は、富山市のみです。

表1-2-5 民間企業の障害のある人の雇用状況（各年6月・富山管内）

区分	企業数	算定基礎労働者数	うち障害のある人	雇用率	雇用率達成企業の割合
平成21年	353企業	71,446人	1,137人	1.59%	57.2%
平成22年	352	72,895	1,160	1.59	57.7
平成23年	377	75,507	1,164	1.54	51.7
平成24年	379	77,322	1,237	1.60	54.9
平成25年	421	79,838	1,345	1.68	53.0

資料：富山市労働局

図1-2-15 民間企業の障害者雇用率の推移（各年6月）



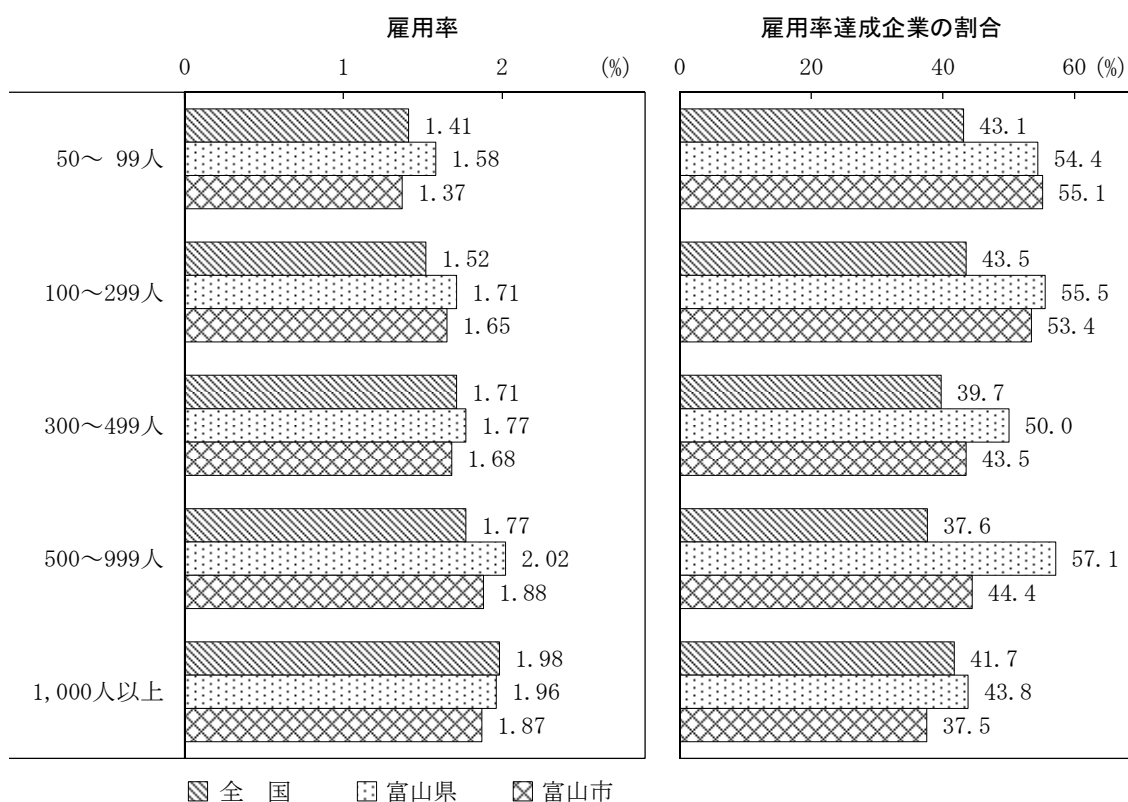
(2) 企業規模別にみた障害のある人の雇用状況

雇用率を企業規模別にみると、富山県の500～999人以外は、法定雇用率を下回っています。富山市で特に低いのは、50～99人の企業の1.37%です。富山市の企業で全国を上回っているのは、100～299人および500～999人の企業ですが、富山県よりすべて低くなっています。

雇用率達成企業の割合が5割を超えているのは、全国にはなく、富山県および富山市の50

～99人および100～299人、富山県の500～999人の企業です。

図1-2-16 企業規模別にみた障害のある人の雇用状況（平成25年6月）



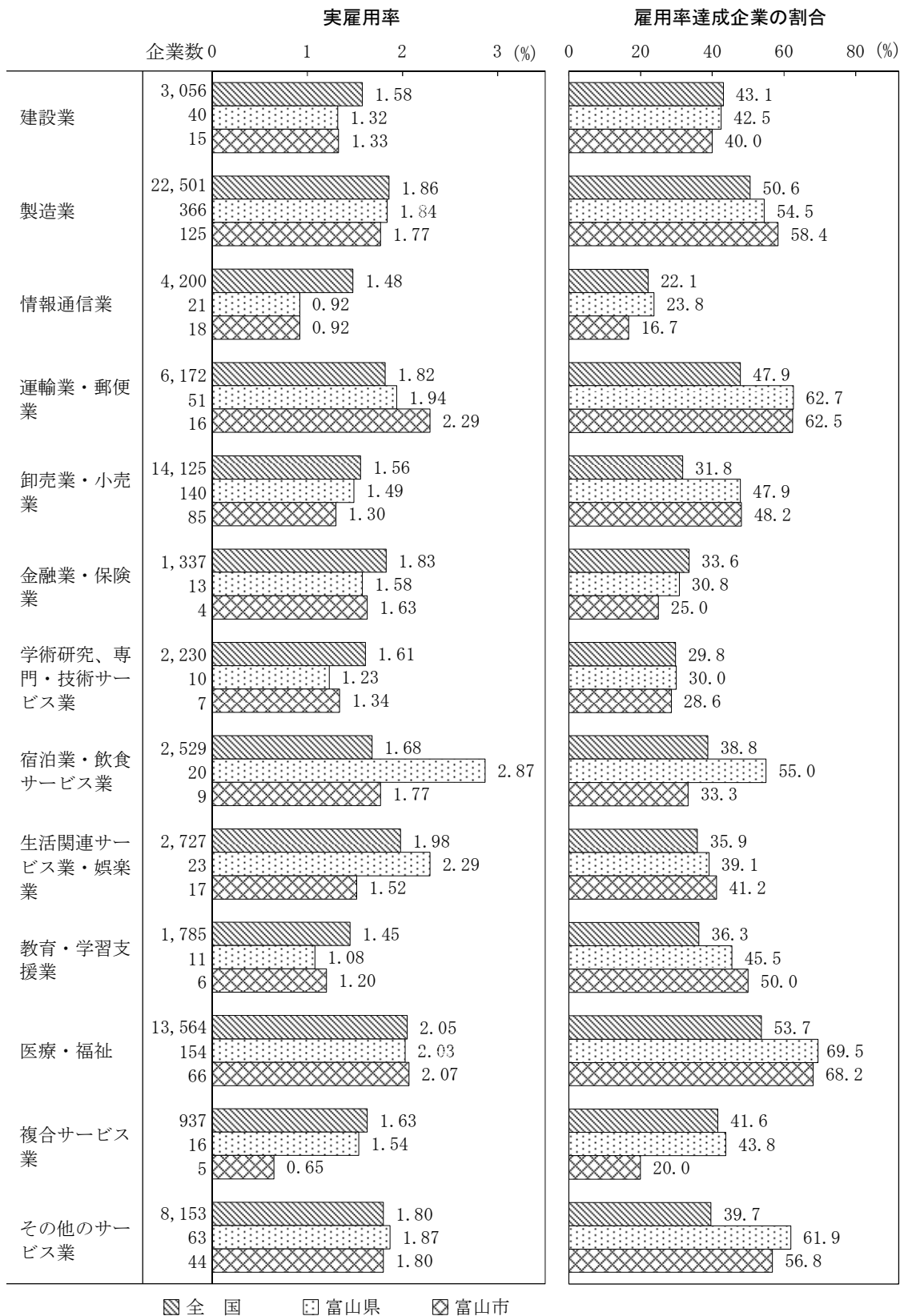
資料：富山労働局

(3) 産業別にみた障害のある人の雇用状況

実雇用率が法定雇用率の2.0%に達している産業は、全国では医療・福祉（2.05%）のみであり、富山県では宿泊業・飲食サービス業（2.87%）、生活関連サービス業・娯楽業（2.29%）および医療・福祉（2.03%）、富山市では運輸業・郵便業（2.29%）および医療・福祉（2.07%）です。富山市が全国をかなり上回っている産業は運輸業・郵便業であり、逆に全国をかなり下回っている産業は、情報通信業、生活関連サービス業・娯楽業、複合サービス業などです。

情報通信業の雇用率達成企業は、全国、富山県および富山市とも非常に低い率となっていますが、この分野は肢体不自由や内部障害などの障害のある人にとってハンディが少ないと考えられ、より一層の雇用が求められます。

図1-2-17 産業別にみた障害のある人の雇用状況（平成25年6月）



資料：富山市労働局

2 本市の雇用状況

地方公共団体の法定雇用率は、前述したように平成25年3月までは2.1%、それ以降は2.3%とされています。本市は、法定雇用障害者数を満たしています。

表1-2-6 富山市役所の障害のある人の雇用状況

区分	算定基礎労働者数	障害のある職員の数	法定雇用障害者数	過不足数
平成22年	2,727人	43人(58人)	56人	+2
平成23年	3,032人	45人(61人)	61人	0
平成24年	2,940人	46人(61人)	60人	+1
平成25年	2,884人	48人(65人)	64人	+1
平成26年	2,811人	46人(63人)	63人	0

(注) 1 障害のある職員の数()内は算定上の障害のある人の数

2 平成23年は10月時点の状況

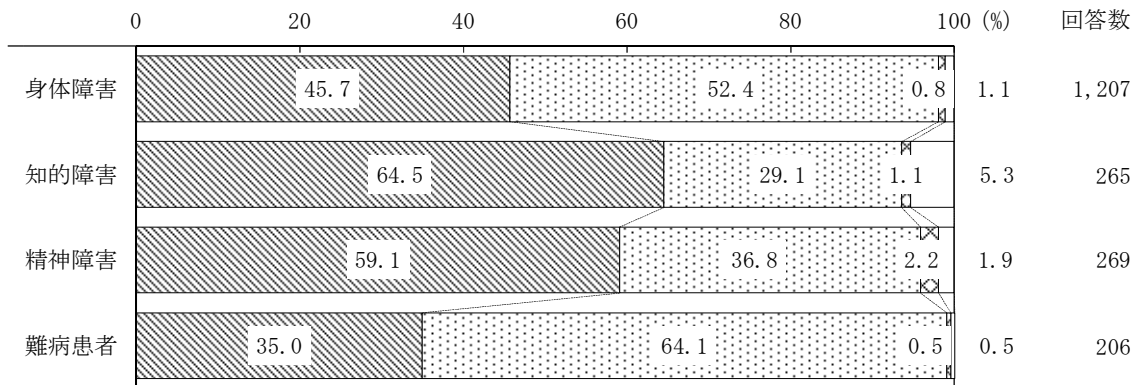
※法定雇用障害者数…民間企業・国・地方公共団体に雇用が義務付けられている障害のある人の数

3 就労の状況

次頁の図1-2-18および図1-2-19は、平成25年8月に実施した「障害者計画・障害福祉計画アンケート」の結果から、障害のある人の就労状況と就労形態をみたものです。知的障害のある人および精神に障害のある人の就労している率は、身体に障害のある人や難病患者より高くなっていますが、就労形態が大きく違っています。仕事についている人のうち、「常勤(正規の職員・社員)」は、身体に障害のある人が49.7%、難病患者が48.6%なのに対し、知的障害のある人が12.3%、精神に障害のある人が1.9%と非常に低くなっています。また、「就労継続支援、作業所等」は、身体に障害のある人が7.8%、知的障害のある人が59.6%、精神に障害のある人が84.3%、難病患者が1.4%と大きな差があります。

なお、平成22年の国勢調査によれば、本市の15歳以上人口は363,391人、そのうち就業者は159,926人、就業している率は44.0%です。年齢区分が国勢調査は15歳以上、アンケート調査は身体・知的・精神に障害のある人が18歳～64歳、難病患者が18歳以上を抽出しているため、一概には比較できませんが、難病患者以外の障害のある人の就業している率は福祉的就労を含めると高いと言えます。

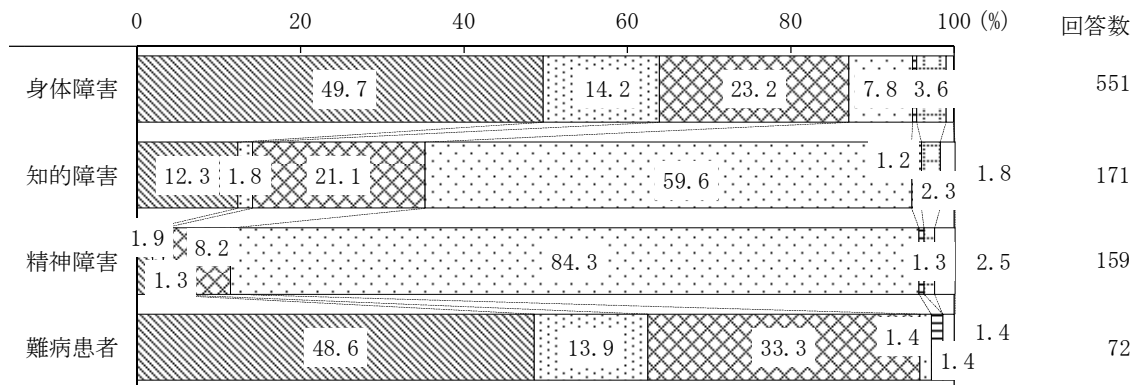
図1-2-18 就労状況



▨ 仕事をしている ▩ 仕事はしていない ▧ 通学・職業訓練中 □ 無回答

資料：平成26年3月「障害者計画・障害福祉計画アンケート結果報告書」

図1-2-19 就労形態



▨ 常勤 (正規の職員・社員) ▩ 自営業 (家の仕事) ▧ パート、臨時雇用 (派遣社員含む)
 ▤ 就労継続支援、作業所等 ▥ 内職 ▦ その他 □ 無回答

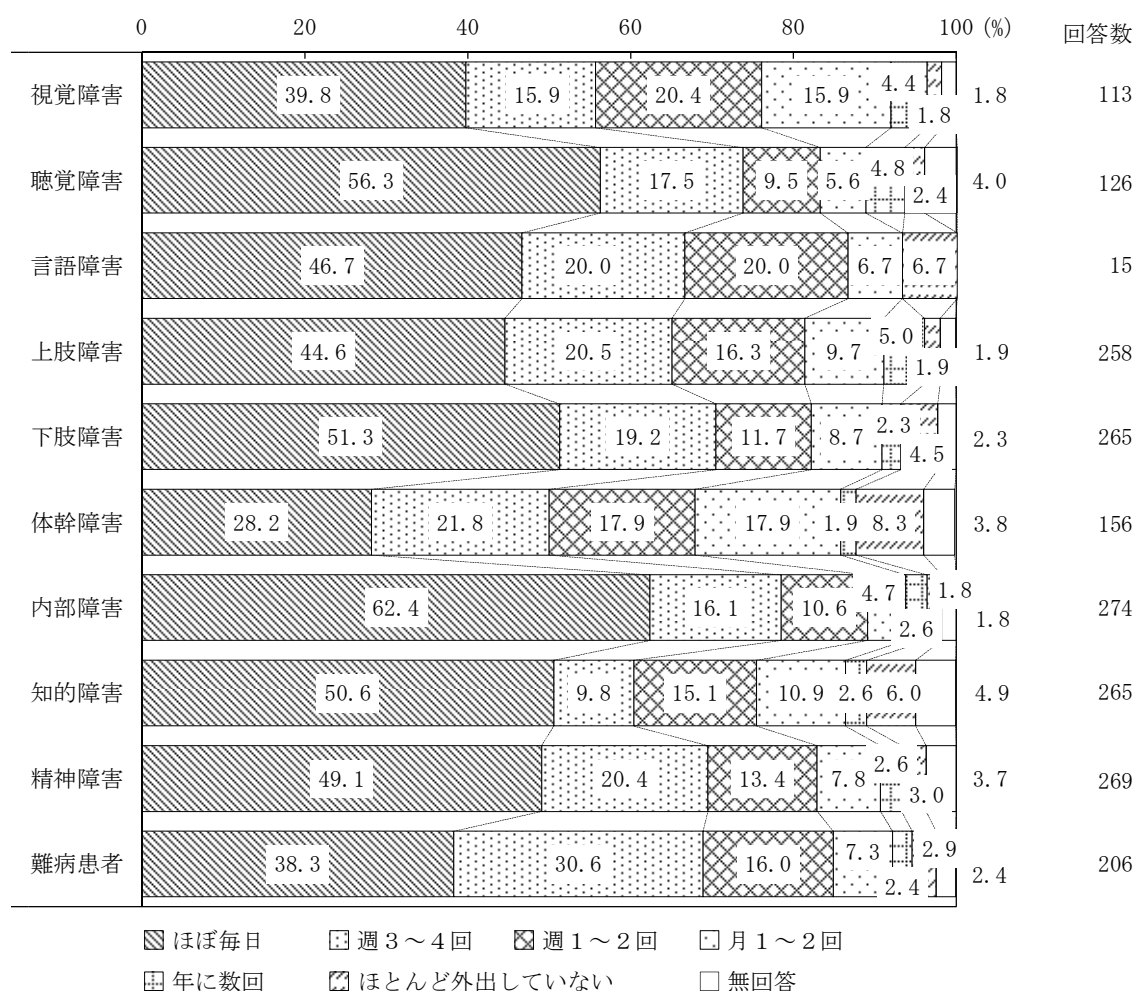
資料：平成26年3月「障害者計画・障害福祉計画アンケート結果報告書」

◆◆◆ 第4 外出の状況と近所づきあい ◆◆◆

1 外出の頻度

障害の種類によって、障害のない人より外出の頻度が非常に少なくなっています。障害のない健康な人にとっては、ほとんど毎日外出しているのが通常の生活ですが、図1-2-20のとおり、「ほぼ毎日」外出しているのは体幹に障害のある人の28.2%、難病患者の38.3%、視覚に障害のある人の39.8%など非常に低い率です。過去1年間に「ほとんど外出していない」は、体幹に障害のある人の8.3%、知的障害のある人の6.0%などが高くなっています。

図1-2-20 過去1年間の外出回数

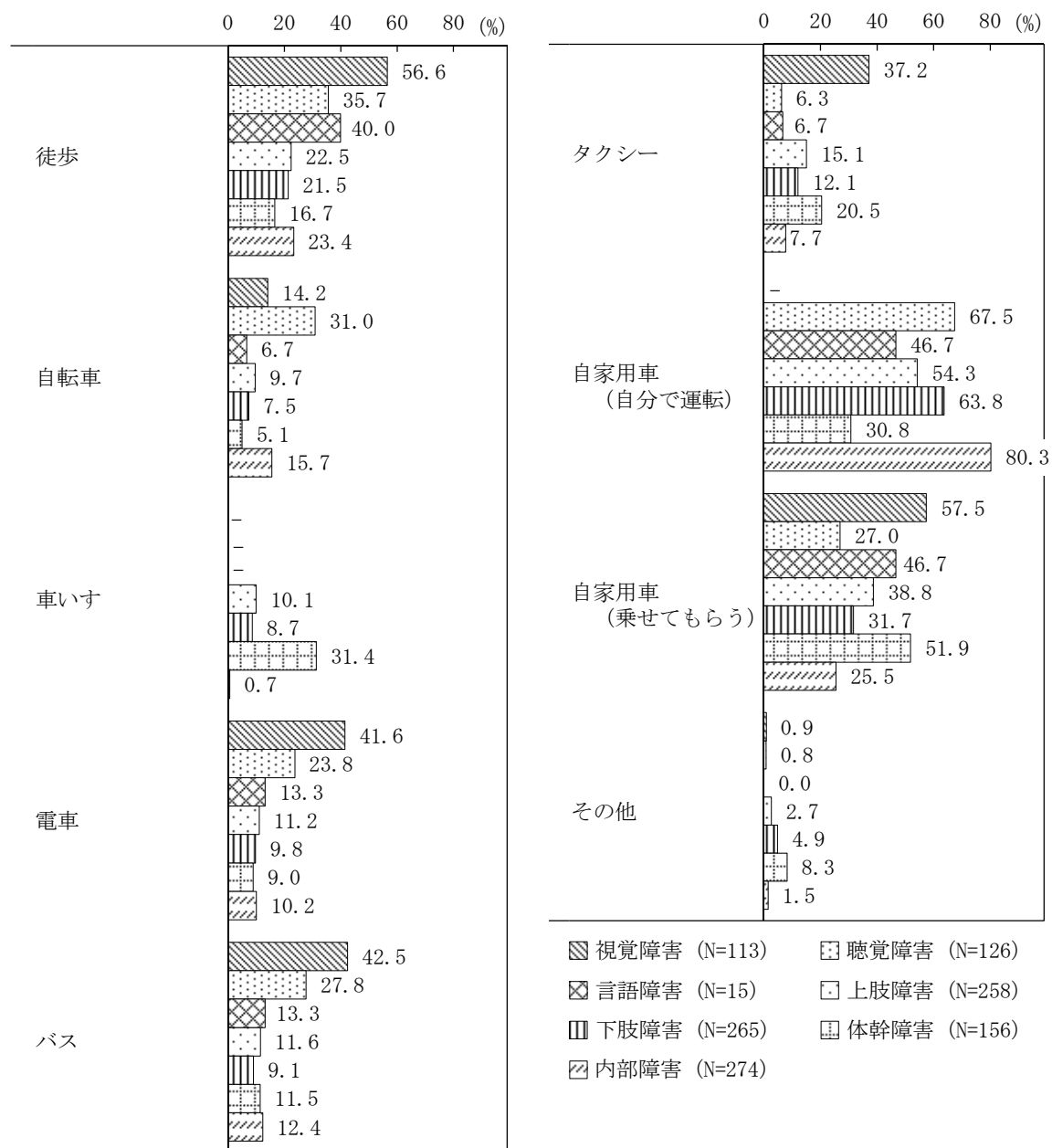


資料：平成26年3月「障害者計画・障害福祉計画アンケート結果報告書」

2 外出時の主な交通手段（身体に障害のある人）

身体の障害の種類によって、外出時の主な交通手段は大きく変わっています。「徒歩」「電車」「バス」「タクシー」「自家用車（乗せてもらう）」は視覚に障害のある人が、「自転車」は聴覚に障害のある人が、「車いす」は体幹に障害のある人が、「自家用車（自分で運転）」は内部に障害のある人が、それぞれ最も高くなっています。逆に主な交通手段で最も低いのは、体幹に障害のある人の「徒歩」「自転車」「電車」、下肢に障害のある人の「バス」、聴覚に障害のある人の「タクシー」などです。

図1-2-21 外出時の主な移動手段（○はいくつでも）

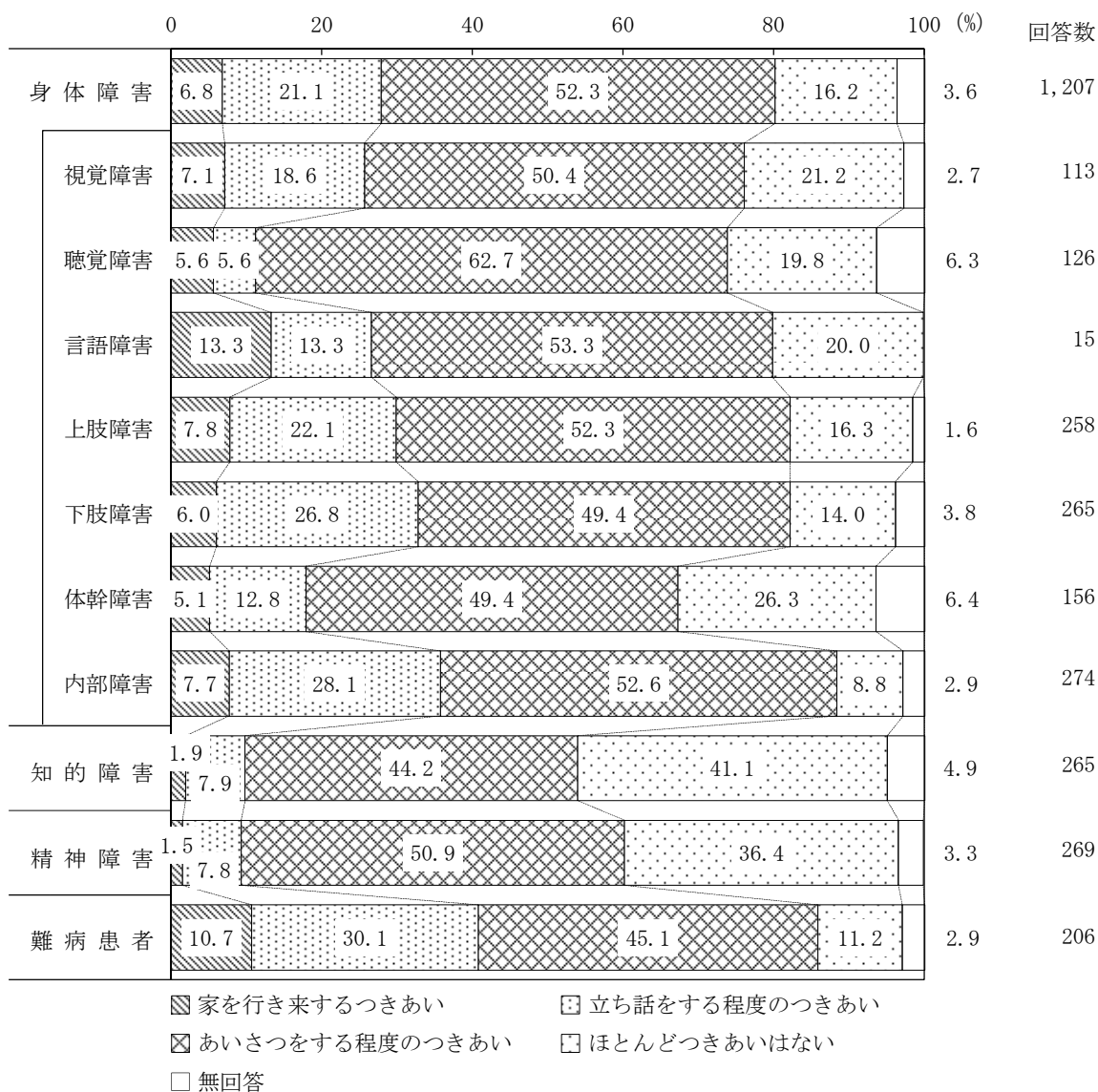


資料：平成26年3月「障害者計画・障害福祉計画アンケート結果報告書」

3 近所づきあい

近所づきあいの程度は、すべての障害の種類で「あいさつをする程度のつきあい」が高くなっています。「ほとんどつきあいはない」は、知的障害（41.1%）と精神障害（36.4%）が高く、難病患者（11.2%）と身体障害（16.2%）が低くなっています。

図1-2-22 近所づきあいの程度



資料：平成26年3月「障害者計画・障害福祉計画アンケート結果報告書」

第3章 各種サービス等の状況

◆◇◆ 第1 啓発・広報 ◆◇◆

1 各種イベント

(1) 福祉啓発事業

各種障害者10団体に、療育相談会や啓発講演会等の開催を委託し、障害のある人が普通の人々と同様に地域で社会生活を営み、自立して暮らせるように支援を行っています。

(2) 模範更生者表彰事業

障害のある人の自立更生意欲の促進を図ることを目的として、模範更生障害者を表彰しています。平成25年度の表彰は2人でした。

(3) 障害者（児）作品展

障害のある人の制作した手芸・絵画・書・工芸品等を広く市民に紹介することにより、障害のある人への理解を深めてもらうことを目的として、毎年12月上旬に市役所で展示しています。上記作品展のほかに、富山県身体障害者団体協議会・富山県障害者社会参加推進センターが、「富山県障害者絵画展」「障害者文化芸術支援事業・地域障害者作品展」「障害者写真教室・写真展」「障害者・手芸教室」「『心の輪を広げる体験作文』等募集事業」等を行っています。

(4) 精神保健普及啓発事業

住民が心の健康に関心を持ち、精神に障害のある人についての正しい知識と理解を深めることを目的に、講演会等の精神保健普及啓発を行っています。

2 福祉教育

小中学校の児童・生徒に思いやりの心を育むために、ボランティア体験学習を実施する福祉教育推進校を指定し、福祉教育の取組みを行っています。福祉教育推進校の指定は富山県社会福祉協議会ですが、富山市社会福祉協議会は、事業の取組みについて支援を行っています。この事業により、地域住民との交流事業や施設でのボランティア活動などが各小中学校に定着し、地域ボランティア育成の面で大きな役割を果たしています。

ボランティア活動へのきっかけづくりとして、富山市社会福祉協議会が次のような事業を実施しています。それぞれの事業は、ボランティア活動参加のきっかけづくりとして大きな成果をあげています。

- ・夏休みや夏期休暇を利用して福祉施設でボランティア体験をする「サマーボランティア活動体験事業」
- ・障害のある人を理解する「盲導犬歩行体験事業」
- ・親子で一緒にボランティアについて考え、ボランティア活動へのきっかけづくりを目的とする「親子ボランティア入門講座」
- ・中学生のボランティア活動へのきっかけづくりを目的とする「中学生ボランティア入門講座」

3 広報啓発

月2回発行の「広報とやま」において、折りにふれノーマライゼーション理念の普及に資する記事を掲載しています。

◆◇◆ 第2 ボランティア等 ◆◇◆

1 ボランティアの養成等

(1) ボランティア等の養成

視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人の福祉の増進を図ることを目的に、点訳や手話等のボランティアを養成するための各種講座を開催しています。下表に掲げたのは、市社会福祉協議会が実施している講座の開催状況ですが、このほかに県視覚障害者協会等でも同様の講座を実施しています。

表1-3-1 ボランティア等養成講座開催状況（平成25年度）

区 分	開催回数	参加者数	参加延人数
点 訳 講 座	10回	6人	55人
音 訳 講 座	10	13	114
手 話 講 座	70	66	1,150
要約筆記奉仕員養成講座	10	5	32

(2) メンタルヘルスサポーターの育成

精神に障害のある人やその家族が地域で安定した生活を継続できるよう、身近な相談者、支援者であるメンタルヘルスサポーターを育成しています。

2 富山市ボランティアセンター

富山市ボランティアセンターは、地域住民のボランティアに関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動の育成援助と必要な連絡調整を行うため、富山市社会福祉協議会内に設立されています。旧各町村6箇所ボランティアセンターの支所があります。

富山市ボランティアセンターは、車いすや歩行補助車のほか、視覚に障害のある人のための点訳ボランティアの方々に点訳用のワープロ、音訳ボランティアの方々に編集用カセットデッキなどのボランティア活動用の機材を貸出し、ボランティア活動の支援を行っています。

◆◇◆ 第3 権利擁護 ◇◇◆

1 虐待の防止

障害者虐待防止法に定められている市町村障害者虐待防止センターの機能は、市障害福祉課が担当しており、虐待に関する通報や相談等に対応するとともに、障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する広報や啓発活動を行っています。

2 成年後見制度

成年後見制度では、できる限り利用者本人の判断能力を生かし、自立した生活ができるよう、従来の禁治産・準禁治産制度を改めた「法定後見制度」と自分自身の意思であらかじめ任意後見人を選任できる「任意後見制度」が定められ、今までよりも軽度の認知症高齢者・知的障害のある人・精神に障害のある人にも柔軟な対応が可能となりました。

成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施しています。

3 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な知的障害のある人や認知症高齢者が安心して生活を送れるよう、本人と社会福祉協議会の契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業が実施されています。実施主体は県社会福祉協議会で、直接の支援は市社会福祉協議会で行っています。認知症高齢者を含む直近5年間の利用者数は、100人前後で推移しています。

表1-3-2 日常生活自立支援事業利用者数（各年度末現在）

単位：人

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	102	103	109	91	101

（注）利用者数には認知症高齢者を含む。

◆◇◆ 第4 相談・情報提供 ◇◇◆

1 相談事業

(1) 障害者生活支援センター

障害者生活支援センターは、地域で生活している障害のある人やその家族の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行うものです。市内には、次の障害者生活支援センターがあります。

表1-3-3 市内の障害者生活支援センター

名 称	対 象 者
富山市障害者福祉センター基幹相談支援室	富山市在住の障害のある人およびその介助者等
自立生活支援センター富山	身体に障害のある人
富山市恵光学園	障害のある児童
セーナー苑相談支援事業所Weネット	知的障害のある人
富山県高志通園センター	在宅の身体に障害のある児童・知的障害のある人・重症心身障害のある人（発達障害のある児童も含む）とその保護者、関係機関職員
ゆりの木の里相談支援事業所 あすなるセンター 和敬会生活支援センター フィールドラベンダー	精神に障害のある人
富山障害者就業・生活支援センター	知的障害のある人・精神に障害のある人・身体に障害のある人

(2) 各種相談員

障害のある人の身近な問題について様々な相談に応じるとともに、福祉事務所・保健所など関係機関の業務に対する協力や地域活動の中心的役割を担うことを業務とする相談者として、身体障害者相談員、知的障害者相談員および民生委員・児童委員がいます。

表1-3-4 各種相談員の定数（平成26年度）

区 分	身体障害者相談員	知的障害者相談員	民生委員・児童委員
定 数	65人	15人	877 (98) 人

(注) 「民生委員・児童委員」欄の（ ）内は主任児童委員数（再掲）

(3) 窓口における相談指導

障害福祉課において、障害のある人の相談に応じ、必要な場合には関係機関と連携してサービス提供の便宜を図っています。

(4) 家庭児童相談室

家庭における適正な児童の教育、その他家庭児童問題の相談、指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的として、市役所で相談を受け付けています。

表1-3-5 家庭児童相談室相談内容別件数（平成25年度）

単位：件

区 分	性 格、 活 習 慣、 生 活 等	知 語 能 言 ・ 言	学 校 等 生 活	非 行	家 族 関 係	環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他	計
相談件数	6	5	3	2	13	2	4	2	37

(5) 地域総合相談会

誰もが安心して健やかに生活できるように、各地区の地区センターや公民館において、保健・医療・福祉に関する相談会を行っています。健康づくりや病気のこと、福祉制度等について、保健師、栄養士、民生委員・児童委員が相談に応じます。

(6) 精神保健福祉相談・心の相談

市民の心の健康を守るために、富山市保健所において精神科医による相談を行っています。保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等による面接相談や電話相談を行い、必要に応じて訪問指導に対応しています。また、身近な相談窓口として各保健福祉センターにおいて、臨床心理士等による相談日を設置し、専門相談を実施しています。

これらの悩みをかかえている人であって必要があると認められる場合には、訪問指導を行っています。

表1-3-6 精神保健福祉相談・心の相談実施状況（平成25年度）

精神科医師による相談		精神保健福祉相談	訪問指導（延）
実施回数	相談数（延）		
22回	37人	18,199人	3,290人

（注）精神保健福祉相談は電話相談を含む。

(7) 精神保健家族教室

疾患等についての正しい知識や社会資源の活用等について学習する機会を設け、家族等を積極的に支援することを目的に、ひきこもり家族教室、うつ病家族教室を開催しています。

(8) 難病等療養相談会

保健所および各保健福祉センターにおいて、難病等で在宅療養中の人とその家族を対象に、講演、座談会、レクリエーション、個別相談等を取り入れた療養相談会を行っています。

(9) 電話健康相談

各保健福祉センターにおいて、生活習慣病に関することや栄養のことなど、健康上のことで心配なことがある人の相談を受けています。

(10) 行政相談

市民生活相談課、地区センター、公民館などにおいて、行政に対する相談を受けています。

(11) 心配ごと相談

総合社会福祉センター、地区センター、公民館などにおいて、心配ごと相談を受けています。

2 情報提供**(1) 障害福祉のしおり**

障害のある人に関する市民の理解を深めるとともに、障害のある人自身の援護の手引とするため、「障害福祉のしおり」（文字版・点字版・テープ版）を発行しています。

(2) 音訳テープの貸出し

視覚に障害のある人のために、市社会福祉協議会が広報・ニュース等の音訳テープおよびCDを、市立図書館およびとやまライトセンターが図書の音訳テープを無料郵送貸出ししています。

表1-3-7 音訳テープ・CD発送実績（平成25年度・市社会福祉協議会）

単位：延人

区 分	広報とやま	声のライブラリー	天声人語	ふれあいネットワークとやま	計
テープ	373	627	465	155	1,620
C D	411				411

表1-3-8 音訳テープ貸出実績（図書・雑誌）

区 分		在庫図書数		平成25年度貸出実績	
		タイトル	巻	タイトル	巻
富山市立図書館		2,931	20,502	535	2,465
とやまライ トセンター	録音図書	10,819	33,610	6,047	16,285
	録音雑誌	5	9	28	3,591

(3) 図書の貸出し

市立図書館では、身体障害者手帳1級～3級所持者に図書の無料郵送貸出しを行っています。平成25年度は、64件、238冊の無料郵送貸出しをしました。

(4) テレビ、ラジオ等による情報提供

テレビ、ラジオ、インターネットなどの通信媒体を通じて、市の情報提供を行っています。

◆◇◆ 第5 保健・医療 ◆◇◆

1 保 健

平成8年4月の中核市移行に伴い、保健所業務が県から富山市へ移譲されました。このことにより、保健所と市町村の両方の保健サービスを一体的に提供できることになり、各種保健サービスを十分な連携のもとにきめ細かく実施しています。また、平成17年4月の合併により、富山市保健所と7か所の保健福祉センター体制で、保健業務を実施しています。

(1) 妊婦健康診査・乳幼児健康診査

妊婦健康診査は、妊娠経過、合併症および偶発症について観察し、流・早産、妊娠中毒症、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の障害予防に重点をおいて実施しています。妊婦一般健康診査は、妊婦に14回実施しており、疾病または異常発現の可能性が高い人や異常がすでに存在する場合には、精密検査の受診を勧奨します。

乳幼児の健康診査は、障害等の異常を早期に発見し、早期に適切な援助等を講じるために行うもので、乳幼児の健康の保持増進を図るうえで非常に重要です。

表1-3-9 妊婦一般健康診査受診状況（平成25年度・医療機関委託）

受診票発行実人員	受診状況		有所見状況	
	受診延人員	受診率	有所見者延人員	有所見率
3,461人	38,818人	80.1%	13,812人	35.6%

(注) 「受診率」は、受診延人員÷(受診票発行実人員×14)

「有所見率」は、有所見者延人員÷受診延人員

表1-3-10 妊婦精密健康診査受診状況（平成25年度）

単位：人

受診実人員	指示内容				有所見者内訳(延)			
	特になし	要指導	要観察	要治療	糖尿病	貧血	妊娠中毒症	その他
116	59	8	44	5	57	-	-	-

第1部 現 状

表1-3-11 乳児一般健康診査受診状況（平成25年度・医療機関委託）

単位：受診率・有所見率は%、他は人

発行実数	受診状況		有所見状況		有所見者内訳（延）						
	受診延人員	受診率	有所見者数	有所見率	発育不良	心雑音	運動機能異常	股関節脱臼開排制限	皮膚の異常	斜頸	その他
3,614	5,386	74.5	275	5.1	103	7	102	5	61	1	65

- (注) 1 「受診率」は、受診延人員÷（発行実数×2）
 2 「有所見率」は、有所見者数÷受診延人員

表1-3-12 乳児精密健康診査受診状況（平成25年度・医療機関委託）

単位：人

区分	受診延人員	指示内容				有所見者内訳（延）													
		異常なし	要指導	要観察	要治療	先天性股関節脱臼	臼蓋形成不全等	神経学的所見及び運動機能の異常疑い	筋骨格系疾患	形態異常及び疑い含む	脳神経系疾患	心臓疾患	泌尿器疾患	視器疾患	難聴及び難聴疑い含む	皮膚疾患	先天性代謝異常及び疑い含む	神経芽細胞腫疑い含む	その他
受診人数	124	77	9	26	-	69	-	3	5	-	1	5	3	5	2	2	-	-	31

表1-3-13 乳幼児健康診査実施状況（平成25年度）

単位：受診率は%、他は人

区分	対象者数	受診者数	受診率	健診結果（延）				
				異常なし	要観察	要精検	要治療	治療中
4 か 月 児	3,260	3,149	96.6	1,966	996	136	23	159
1 歳 6 か 月 児	3,418	3,320	97.1	2,182	996	93	34	98
3 歳 児	3,551	3,377	95.1	2,164	725	559	16	150

(2) 乳幼児発達健康診査

乳幼児期において、心身の発達の遅れあるいは障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の予防を行うとともに在宅療育の支援に結びつけることを目的としています。

表1-3-14 乳幼児発達健康診査（平成25年度）

単位：人

区 分	受診者数	健 診 結 果 (延)				
		異常なし	要観察	要精検	要治療	治療中
運動発達健康診査	302	230	66	3	1	5
精神発達健康診査	641	63	576	-	3	4

(3) 自立訓練

障害福祉サービスの自立訓練には、身体に障害のある人を対象とする機能訓練と、知的障害のある人・精神に障害のある人を対象とする生活訓練があります。

表1-3-15 自立訓練利用状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
機能訓練	利用者数（人）	2	4	5	18	11
	利用延日数（日／月）	45	65	60	352	199
生活訓練	利用者数（人）	41	47	43	51	59
	利用延日数（日／月）	436	563	557	651	742

(4) 精神障害者活動支援事業（ひだまりサロン）

精神に障害のある人が住みなれた地域で自立して安心した社会生活を送るため、同じ立場にある仲間やメンタルヘルスサポーター等との交流を通じて、対人交流に自信を持ち、自主意欲を高めることを目的に交流の場を提供しています。

2 医 療

(1) 育成医療・更生医療

身体に障害のある児童に対して公費負担医療を行う育成医療および身体に障害のある人に対する更生医療の給付状況は次のとおりです。

表1-3-16 育成医療・更生医療給付決定件数（平成25年度） 単位：人

区分		育成医療	更生医療	合 計
入 院	視覚障害	24	0	24
	聴覚・平衡機能障害	8	0	8
	音声・言語・そしゃく機能障害	19	0	19
	肢体不自由	15	1	16
	心臓障害	19	256	275
	腎臓障害	0	38	38
	その他	4	0	4
	計	89	295	384
入 院 外	視覚障害	24	0	24
	聴覚・平衡機能障害	8	0	8
	音声・言語・そしゃく機能障害	38	2	40
	肢体不自由	15	0	15
	心臓障害	18	109	127
	腎臓障害	0	37	37
	その他	4	12	16
	計	107	160	267

(2) 重度心身障害者医療費助成事業

重度の心身障害のある人の医療費が与える家庭経済上の負担軽減を図るため、医療費の助成を行っています。対象となるのは、身体障害者手帳1・2級または療育手帳A所持者で、合計所得金額が1,000万円未満の世帯に属する65歳未満の人です。

表1-3-17 重度心身障害者医療費助成事業実施状況（平成25年度・65歳未満）

助成対象者	助成総額
2,178人	420,092,241円

(3) 精神障害入院・通院者数

精神障害により入院または通院している人数は下表のとおりです。なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、措置入院と通院患者には公費負担医療が実施されています。また、入院期間が2年を超える精神に障害のある人には、月額3,800円を限度として医療費を助成しています。

表1-3-18 精神障害入院・通院者数

単位：人

区 分	入院総数			通院医療費公費負担医療受給者数	
	措置入院	医療保護入院	任意入院		
平成23年度	1,451	10	910	531	4,065
平成24年度	1,422	11	904	507	4,195
平成25年度	1,314	9	872	433	4,298

(注) 入院は富山市内の医療機関入院患者数(延数)(各年度6月30日時点)

(4) 指定難病、小児慢性特定疾病患者等への公費負担

治療がきわめて困難である指定難病患者、血友病および治療が長期間にわたる小児慢性特定疾病患者は、医療費が高額になることから、患者の自己負担分の一部を公費負担としています。

表1-3-19 指定難病認定患者数の推移(各年3月末現在)

単位：人

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
患者数	2,339	2,577	2,629	2,865	2,991

(注) 県単独制度を含む。

表1-3-20 小児慢性特定疾病医療受診券交付状況(平成25年度)

単位：人

疾 患 名	人 数	疾 患 名	人 数
悪性新生物	54	糖尿病	21
慢性腎疾患	55	先天性代謝疾患	14
慢性呼吸器疾患	2	血友病等血液・免疫疾患	8
慢性心疾患	41	神経・筋疾患	14
内分泌疾患	146	慢性消化器疾患	5
膠原病	11	計	371

◆◇◆ 第6 生活支援サービス ◆◇◆

1 在宅生活支援サービス

(1) 訪問系サービス

障害福祉サービスの訪問系サービスである居宅介護は障害支援区分1以上、重度訪問介護は障害支援区分4以上などの利用条件があります。

表1-3-21 訪問系サービスの利用状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
居宅介護	利用者数(人)	141	163	166	169	193
	利用延時間数(時間/月)	2,894	3,442	3,093	3,031	3,527
重度訪問 介護	利用者数(人)	16	16	17	15	16
	利用延時間数(時間/月)	2,625	3,035	3,152	3,251	3,318

(2) 短期入所(ショートステイ)

短期入所は、18歳以上の障害のある人および18歳未満の障害のある児童とも障害福祉サービスの対象となっています。短期入所利用者は、年々増加しています。

表1-3-22 短期入所利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	42	50	58	69	79
利用延日数(日/月)	254	201	252	368	383

(3) 寝具乾燥

身体障害者手帳1・2級でねたきり又はこれと同等の状態の人を対象として、梅雨や冬の湿気の多い季節にふとんの洗濯・乾燥・消毒をしています。自己負担は、寝具の乾燥・消毒が300円、寝具の洗濯・乾燥・消毒が500円です。

表1-3-23 寝具乾燥利用状況(65歳未満)

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	20	17	22	24	23

(4) おむつの支給

介護者の負担を軽減するため、在宅の要介護認定2以上の認定者で常時おむつを必要とする人又は2歳以上の在宅の身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A所持者で常時おむつを必要とする人におむつを支給しています。

表1-3-24 おむつの支給利用状況

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	94	103	110	112	115

2 社会参加・自立生活支援

(1) 外出支援サービス

障害福祉サービスの同行援護(身体介護を伴う場合)は区分2以上の視覚に障害のある人、行動援護は区分3以上の知的あるいは精神に障害のある人などの利用条件があります。また、地域生活支援事業の移動支援事業は、同行援護に該当しない障害のある人で屋外での移動が困難な人が利用対象です。

表1-3-25 外出支援サービスの利用状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
同行援護	利用者数(人)	-	-	-	22	25
	利用延時間数(時間/月)	-	-	-	172	247
行動援護	利用者数(人)	-	-	1	1	1
	利用延時間数(時間/月)	-	-	5	8	3
移動支援	利用者数(人)	23	29	32	29	45
	利用延時間数(時間/月)	68	91	111	119	136

(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚に障害のある人の社会生活の向上のため、手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。また、月曜日から木曜日は、障害者福祉プラザに手話通訳者・要約筆記者が常駐しています。手話通訳者・要約筆記者の派遣は、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業として実施しています。

表1-3-26 手話通訳者派遣状況

区 分	手話通訳者数	利用者数	派遣回数	障害者プラザでの手話通訳者の活動回数
平成21年度	29人	375人	434回	299回
平成22年度	30	374	413	308
平成23年度	34	373	404	316
平成24年度	39	320	381	335
平成25年度	38	335	378	365

表1-3-27 要約筆記者派遣状況

区 分	要約筆記者数	利用者数	派遣回数
平成21年度	33人	4人	9回
平成22年度	35	48	74
平成23年度	37	3	8
平成24年度	37	7	17
平成25年度	23	12	16

(3) 盲導犬の貸与助成

視覚障害により1・2級の身体障害者手帳を所持している18歳以上の就労者または就労予定者が、盲導犬を貸与する際の自己負担分の一部を助成しています。

(4) 車いす対応車両購入費の助成

車いすを使用する身体に障害のある人が乗降を容易に行えるような仕様の自動車を購入するために要する費用の一部を助成（限度額10万円）しています。

表1-3-28 車いす対応車両購入費の助成状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成件数(件)	7	4	6	5	1
助成総額(千円)	689	400	600	500	100

(5) 日常生活用具の給付と貸与

重度の障害のある人の在宅生活を容易にするため、日常生活用具の給付と貸与を行っています。日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されました。

表1-3-29 日常生活用具の給付と貸与の状況

単位：件／月

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護・訓練支援用具	3	2	3	3	2
自立生活支援用具	5	6	5	6	7
在宅療養等支援用具	4	4	5	6	4
情報・意思疎通支援用具	6	8	6	7	6
排泄管理支援用具	635	619	716	670	775
居宅生活動作補助用具	1	2	2	1	2

(6) 福祉タクシー

重度の障害のある人が生活範囲を広げ、積極的に社会参加していただくために、1・2級の下肢・体幹・内部・視覚のいずれかの身体障害者手帳所持者、療育手帳A所持者又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者に、1か月当たり1,260円のタクシー利用券又は1か月当たり500円のガソリン給油券を交付しています。

表1-3-30 福祉タクシー利用状況

単位：人

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
タクシー利用券	2,659	2,658	2,655	2,548	2,599
ガソリン給油券	2,923	3,072	3,264	3,256	3,286

(7) 福祉バスの運行

障害者団体等が、スポーツ・研修・レクリエーション等を行う場合、車いすのまま乗車できる福祉バスを運行します。市社会福祉協議会に委託して実施している事業で、その概要は次のとおりです。

表1-3-31 福祉バス運行事業の概要

利用できる日	8月13日～8月15日 12月28日～1月3日 以外
利用団体	障害者手帳所持者10人以上の団体
乗車人員	1回につき32人（車いす利用者3人を含む）
利用料金	無料 有料道路、運転手宿泊費は利用者負担
平成25年度運行実績	105件

(8) 自動車操作訓練費の助成

身体障害者手帳所持者が自動車運転免許証の取得を希望する場合、訓練費の一部を助成します。平成25年度は、1件の利用がありました。

(9) 自動車改造費の助成

肢体不自由1・2級程度の身体障害者手帳所持者に、自動車の改造に要する経費を助成します。自立と社会参加の促進を目的としており、改造に要する経費で10万円を限度としています。

表1-3-32 自動車改造費の助成状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成件数(件)	11	13	12	11	13
助成総額(千円)	1,032	1,248	1,060	971	1,065

(10) 補装具の支給・修理

障害者総合支援法に基づき、身体の機能障害を補う必要のある場合に補装具を支給または修理します。補聴器、車いす、義肢などが多く支給・修理されています。

表1-3-33 補装具の支給・修理利用状況（平成25年度）

単位：件

区分	義肢		装具		座位保持装置	盲人安全つえ	義眼	眼鏡		補聴器					
	義手	義足	下肢	靴型				矯正眼鏡	遮光眼鏡	標準型箱形	標準型耳掛け形	高度難聴用箱形	高度難聴用耳掛け形	耳あな形（オーダーメイド）	骨導型
支給	5	19	16	1	14	19	5	5	17	10	101	12	48	1	-
修理	-	58	18	-	30	-	-	-	-	12	15	15	77	3	3
区分	車いす		電動車いす	座位保持いす	起立保持具	歩行器	歩行補助つえ	その他							
	普通型	その他													
支給	35	37	15	5	1	12	3	1							
修理	50	30	43	-	-	1	-	-							

(11) 公的施設等の利用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、次の市営施設等の入場料が割引になります。

表1-3-34 利用料が割引となる公的施設一覧

富山市総合体育館	富山市婦中スポーツプラザ プール	天文台
富山市南総合公園体育文化センター	NIXS スポーツアカデミー（富山市ストリートスポーツパーク）	富山市郷土博物館
富山市東富山体育館	富山市山田総合体育センター	富山市佐藤記念美術館
富山市2000年体育館	浮田家	富山市ファミリーパーク
富山市民プール	森家	八尾曳山展示館
富山市民球場	大山歴史民俗資料館	牛岳温泉スキー場

第1部 現 状

富山市東富山温水プール	八尾化石資料館	牛岳温泉健康センター
富山市屋内ゲートボール場	八尾おわら資料館	立山山麓スキーセンター
富山市パークゴルフ場	猪谷関所館	富山県水墨美術館（常設・県企画展示）
アイザックススポーツドーム（富山市屋内競技場）	富山市民芸館	富山県立山カルデラ砂防博物館
富山市大沢野総合運動公園陸上競技場	富山市民芸合掌館	富山県民会館分館（内山邸・金剛邸）
富山市大山社会体育館	富山市陶芸館	富山県立山博物館
富山市大山総合体育センター	富山市民俗資料館	富山県立国際健康プラザ（生命科学館）
富山市大山 B&G 海洋センタープール	富山市売薬資料館	富山県立近代美術館（常設・県企画展示）
富山市八尾スポーツアリーナ	富山市考古資料館	富山中央植物園
富山市八尾 B&G 海洋センタープール	富山市篁牛人記念美術館	チューリップ四季彩館
富山市婦中体育館	富山市科学博物館	

3 日中活動の場

(1) 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。このサービスは、施設入所者も利用できます。本市の特徴としては、国の基準を満たして指定されている生活介護事業所（平成25年度末26事業所）のほかに、市が認める基準該当事業所（平成25年度末58事業所）が数多くあることがあげられます。基準該当事業所は、富山型デイサービス実施事業所です。

利用者数・利用延日数が急増したのは、旧体系サービス利用者が新体系である生活介護に移行したためです。

表 1-3-35 生活介護利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	143	391	570	764	774
利用延日数（日／月）	2,311	7,290	11,045	14,087	14,682

(2) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を医療機関併設の施設で受ける事業です。本市の療養介護の対象者は、平成23年度までは金沢市の国立病院機構医王病院の利用者のみでしたが、平成24年度からは指定された医療機関や重症心身障害児施設に入院・入所している人も療養介護の対象となりました。

表1-3-36 療養介護利用状況

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	7	6	6	81	77

(3) 地域活動支援センター

障害のある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターは、従来の障害者デイサービスセンターや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当します。

表1-3-37 地域活動支援センター利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	442	391	419	433	412
利用延時間数（時間／月）	3,463	3,309	3,063	3,182	3,050

(4) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施している事業で、障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休憩を図ることを目的とする事業です。日中一時支援事業の1月あたり利用延回数、年々増加を続けています。

表1-3-38 日中一時支援事業の利用状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	129	157	167	254	227
利用延回数（回／月）	351	450	538	677	745

(5) 児童発達支援・放課後等デイサービス

児童福祉法、障害者自立支援法等の改正により、従来の通所施設・通所サービスは、平成24年4月1日から障害児通所支援に一元化されました。障害児通所支援の種類としては、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等へ通う障害のある児童の施設を訪問して支援する保育所等訪問支援の4種類があります。児童発達支援は就学前の障害のある児童、放課後等デイサービスは就学中の障害のある児童を対象としています。本市の特徴としては、国の基準を満たして指定されている事業所のほかに、市が認める基準該当事業所が数多くあることがあげられます。平成25年度の児童発達支援と放課後等デイサービスの利用状況は、次表のとおりです。

表1-3-39 児童発達支援・放課後等デイサービス利用状況（平成25年度）

区 分		事業所数	定 員	利用日数	月平均利用児数
児童発達支援	市内事業所	5か所	116人	12,074日	168人
	基 準 該 当	7	103	215	7
	市外事業所	3	-	216	6
	合 計	15	-	12,505	181
放課後等デイサービス	市内事業所	5	55	7,491	105
	基 準 該 当	17	250	9,640	90
	市外事業所	4	-	724	11
	合 計	26	-	17,855	206

(6) 盲人ホーム

あんま・はり・きゅう師免許を持つ視覚に障害のある人で、自営または雇用されることが困難な人が利用し、技術指導・研修を受ける施設として、本市内に富山県視覚障害者福祉センターがあります。

4 入居・入所施設

(1) 入居施設

障害者自立支援法の施行により、福祉ホームや援護寮、一部の入所施設のグループホーム・ケアホームへの転換が進み、グループホーム・ケアホームの入居者は増加しています。なお、平成26年4月からケアホームとグループホームが一元化され、すべて「グループホーム」となりました。

表1-3-40 グループホーム・ケアホーム入居状況

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
グループホーム	119	131	126	151	149
ケ ア ホ ー ム	28	35	88	91	106

(2) 入所施設

障害者自立支援法の施行により、従来の障害種別・目的別に分けられていた入所施設は「施設入所支援」に一元化されるとともに、入所者の地域生活への移行が進められ、障害のある人の入所者は減少しています。

表1-3-41 施設入所状況

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設入所支援利用者数	52	223	312	471	470
旧法施設支援（入所）利用者数	490	310	184	-	-
宿泊型自立訓練利用者数	8	8	-	3	2

5 経済的支援

(1) 各種手当・年金の支給

障害児・者関係の手当としては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当および特別児童扶養手当と、市単独事業の心身障害者・児福祉金、介護手当および外国人障害者福祉手当があります。障害を理由とする年金としては、厚生年金および各種共済年金の加入者が障害者となった場合に支給される障害厚生年金および障害共済年金、国民年金を含むすべての公的年金制度の加入者が障害者となった場合に支給される障害基礎年金、国民年金に任意加入していなかった期間に障害者となった場合に支給される特別障害給付金があります。

表 1-3-42 各種手当・年金の受給状況

手 当 名	受給対象者	手当月額 (平成25年度)	受給者数
特別障害者手当 (国制度)	重度の障害があるため、常に介護を必要とする20歳以上の在宅の人	26,080円	434人
障害児福祉手当 (国制度)	重度の障害があるため、常に介護を必要とする20歳未満の在宅の人	14,180円	218人
経過的福祉手当 (国制度)	20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者であって、特別障害者手当および障害基礎年金のいずれも受けることができない在宅の人	14,180円	17人
特別児童扶養手当 (国制度)	障害があるため介護を必要とする20歳未満の人を養育している父・母または養育者	1級(重度) 50,400円 2級(中度) 33,570円	225人 270人
心身障害者・児福祉金 (市制度)	身体障害者手帳1～4級の人	1・2級 2,000円 3・4級 1,500円	} 7,179人
	療育手帳を所持している人	A 2,000円 B 1,500円	} 1,153人
	精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	1級 2,000円 2級 1,500円	} 611人
	障害のある児童	2,000円	141人
介 護 手 当 (市制度)	常に介護を必要とする6歳以上の身体に障害のある人を介護している人	非課税世帯 10,000円 課税世帯 5,000円	42人 172人
	常に介護を必要とする6歳以上の知的障害のある人を介護している人	非課税世帯 10,000円 課税世帯 5,000円	57人 204人

手当名	受給対象者	手当月額 (平成25年度)	受給者数
外国人障害者福祉手当 (市制度)	日本国籍を有しないため、国民年金に加入できなかった富山市在住の外国人	20,000円	1人
障害基礎年金 (国制度)	公的年金制度の加入者が障害者となった場合	1級(重度) 81,092円 2級(中度) 64,875円	} 6,722人
特別障害給付金 (国制度)	国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人	1級(重度) 49,500円 2級(中度) 39,600円	

(2) 心身障害者扶養共済制度

障害のある人の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障害となった場合に、障害のある人に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定を図ります。平成26年3月末の心身障害者扶養共済制度の加入者は155人です。

(3) 生活福祉資金の貸付

身体に障害のある人の世帯や低所得世帯等が、生活や結婚、住宅改造、就学等のために必要な資金を貸し出すもので、市社会福祉協議会が実施しています。貸付限度額および償還期限は、それぞれの資金の用途によって異なります。

◆◇◆ 第7 療育・教育 ◆◇◆

1 就学前教育・療育

(1) 保育所・幼稚園

平成26年5月現在、本市には、市立43か所、私立42か所、計85か所の保育所があり、9,761人が通園しています。幼稚園は、市立10か所、国立大学法人立1か所、私立25か所の計36か所あり、3,321人が通園しています。認定こども園は、市立1か所、私立3か所の計4か所あり、932人が通園しています。

表1-3-43 市内にある保育所・幼稚園（平成26年5月1日現在）

区 分	保 育 所		幼 稚 園		認 定 こ ど も 園	
	施 設 数	児 童 数	施 設 数	児 童 数	施 設 数	児 童 数
市 立	43か所	3,413人	10か所	473人	1か所	209人
国大法	-	-	1	100	-	-
私 立	42	6,348	25	2,748	3	723
計	85	9,761	36	3,321	4	932

(2) 障害児保育

平成26年5月現在、市内すべての保育所が障害のある児童を受け入れて、障害のない児童とともに集団保育を実施しており、対象児童数は295人となっています。

(3) 通所指導

市内の全公立保育所において、障害のある児童の通所指導事業を実施し、こころやからだの発達に遅れがあると思われる3歳未満の乳幼児の保護者の相談に応じ、また園児との「あそび」を通して障害のある児童に対する個別または小集団での発達指導を実施しています。

表1-3-44 通所指導実施状況（平成25年度）

単位：人

区 分	西田地方保育所	堀川保育所	水橋東部保育所	太田保育所	朝日保育所
人 数	1	1	1	3	1

(4) 早期療育施設（通園施設）

早期療育は、障害を早期に発見し、早期に療育（治療教育）を行うことにより、障害を軽減し、社会適応能力を増大させることを目的にしています。平成23年度以前は肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設、知的障害児通園施設等の名称でしたが、平成24年度からは肢体不自由児通園施設は医療型児童発達支援に、難聴幼児通園施設および知的障害児通園施設は児童発達支援という名称に変更されました。就学前の乳幼児を対象とする医療型児童発達支援施設は、市内に富山県高志通園センター（定員40人）があり、平成25年度は本市から16人が利用しています。児童発達支援施設には、富山県高志通園センター、富山市恵光学園等があります。

2 学校教育

(1) 特別支援学校

本市には、視覚総合支援学校、聴覚総合支援学校および病弱・虚弱対象の支援学校が1校ずつ、肢体不自由対象の支援学校が2校、知的障害対象の支援学校が3校設置されています。表1-3-45のとおり、本市から特別支援学校に通っている児童は415人です。

表1-3-45 特別支援学校の就学状況（平成26年5月1日現在）

単位：人

種別	学校名	所在地	運営主体	本市の在学児数				
				幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
視覚障害	県立富山視覚総合支援学校	富山市	富山県	0	3	0	6	9
聴覚障害	県立富山聴覚総合支援学校	富山市	富山県	3	4	3	15	25
肢体不自由	県立富山総合支援学校	富山市	富山県	/	13	14	37	64
	県立高志支援学校	富山市	富山県		12	7	14	33
病弱・虚弱	県立ふるさと支援学校	富山市	富山県	/	3	7	8	18
知的障害	富山大学附属特別支援学校	富山市	国大法	/	18	11	16	45
	県立しらとり支援学校	富山市	富山県		69	50	72	191
	県立富山高等支援学校	富山市	富山県		/	/	30	30
計		/	/	3	122	92	198	415

(注) 訪問教育および学園生を含む。

(2) 障害のある児童の学級

本市には、小学校が65校、中学校が26校（他に分校が1校ずつあります）あり、平成26年5月現在、約33,000人の児童・生徒が通学しています。

小学校の障害児教育の場としては、知的障害など6種類の特別支援学級があり、言語または情緒に軽い障害のある児童を対象とする通級指導教室が一部の学校に設けられています。中学校には、知的障害など5種類の特別支援学級があります。

表1-3-46 市内の児童生徒が通う小学校・中学校（平成26年5月1日現在）

区分	学校数	在学児（生）数
小学校	65（1）校	21,613人
中学校	26（1）	11,263
計	91（2）	32,876

（注）学校数欄の（ ）内数字は、分校数で、外数である。

表1-3-47 特別支援学級設置状況（平成26年5月1日現在）

障害区分		学級数	児童生徒数		
			男	女	計
小学校	知的障害	54学級	108人	50人	158人
	肢体不自由	4	6	3	9
	病弱・身体虚弱	4	1	1	2
	難聴	1	0	1	1
	言語障害	2	4	2	6
	情緒障害	43	107	19	126
	小計	108	226	76	302
中学校	知的障害	24	63	24	87
	肢体不自由	1	1	0	1
	病弱・身体虚弱	1	0	0	0
	難聴	3	0	3	3
	情緒障害	15	40	8	48
	小計	44	104	35	139
計		152	330	111	441

表1-3-48 小学校通級指導教室児童数

単位：人

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
人数	24	51	75	80	66	63	359

(3) 学習障害児等教育研修会

教育センターでは、教師を対象として学習障害児等とのかかわり方を学ぶ学習障害児等教育研修会を実施しています。

3 社会教育

(1) 視覚に障害のある人の社会教育

富山県視覚障害者協会が富山県視覚障害者福祉センター等を会場として、視覚に障害のある人を対象とした次の事業を行っています。

↳ コミュニケーション・情報機器研修会

視覚に障害のある人のコミュニケーション手段の獲得、技術の向上および範囲の拡大を目的として、点字講習会、点字競技会、無線教室等を開催しています。

⇕ 家庭生活支援事業

視覚に障害のある人の生活および文化の向上に資することを目的として、家庭生活に必要な諸機能についての訓練指導、体力の維持増強・感覚の訓練等のための健康教室、潤いのある生活をもたらすための文化・教育講座を実施しています。

⇕ 社会生活支援事業

視覚に障害のある人に日常生活に必要な知識の習得や体験交流を行う場を設けるとともに、中途失明者の社会復帰を促すための訓練を実施しています。

(2) 聴覚に障害のある人の社会教育

富山県聴覚障害者協会が県内各地において、聴覚に障害のある人を対象とした次の事業を行っています。

↳ コミュニケーション・情報研修事業

聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の向上を目的に、映画の会、手話講座、パソコン講座等を開催しています。

⇕ 文化・情報研修事業

聴覚に障害のある人の見聞を広めるために、山の集い、社会見学、文化講演会等を開催しています。

⇕ 社会・家庭生活研修事業

聴覚に障害のある人に日常生活上必要な知識の習得や体験、防災・交通安全などについて学ぶ場を設けています。

◆◆◆ 第8 雇用・就業 ◆◆◆

(1) 公共職業安定所における障害者職業紹介状況

平成25年度における富山公共職業安定所管内の障害のある人の新規求職申込件数は、627人（うち身体267人、知的105人、精神255人）で前年度比7.0ポイントの増加であり、就職件数は471人（うち身体157人、知的78人、精神236人）で前年度比14.3ポイント増加しています。

また、年度末における登録者数は2,997人（うち身体1,623人、知的620人、精神754人）で前年度比12.8ポイント増加しています。近年になって、いずれの項目も精神に障害のある人が増加しています。

表1-3-49 障害者職業紹介状況の推移

単位：人

区 分	新規求職 申込件数			就職件数			年度末現在登録者数								
							有効求職者数			就業中の人			保 留 中		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
平成21年度	250	68	110	122	40	52	432	130	180	816	340	101	9	4	1
平成22年度	250	79	178	127	66	97	443	125	253	865	367	126	2	1	1
平成23年度	282	84	233	149	86	147	439	116	316	918	393	180	2	2	1
平成24年度	261	107	218	160	90	162	495	137	350	978	427	262	4	2	1
平成25年度	267	105	255	157	78	236	580	169	383	1,040	449	368	3	2	3

資料：富山公共職業安定所

表1-3-50 障害者職業紹介状況（平成25年度）

単位：人

区 分		身体障害		知的障害		精神障害
			うち重度		うち重度	
職 業 紹 介	新規求職申込数	267	88	105	17	255
	就 職 件 数	157	52	78	14	236
新 規 登 録 者 数		141	43	57	0	128
平成25年度末 現在登録者数	有効求職者数	580	229	169	41	383
	就 業 中 の 人	1,040	402	449	177	368
	保 留 中 の 人	3	0	2	1	3
	計	1,623	631	620	219	754

資料：富山公共職業安定所

(2) 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは、職場不適応により離職した人や離職のおそれのある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害のある人に対し、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行います。富山障害者就業・生活支援センターは、社会福祉法人セーナー苑に設置されています。

(3) 精神に障害のある人の社会適応訓練

就労困難な精神に障害のある人の社会的自立を図るため、一定期間、協力事業所に通い、対人関係や仕事への持続力等の訓練を実施しています。訓練期間は6か月で、3年間の延長が可能です。

表1-3-51 精神に障害のある人の社会適応訓練事業実施状況（平成25年度）

協力事業所数	訓練者数
15か所	4人

(4) 福祉的就労

障害者自立支援法により、福祉的就労は就労移行支援と就労継続支援（A型・B型）に区分されました。就労移行支援は通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害のある人、就労継続支援A型は雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な障害のある人、就労継続支援B型は非雇用型といわれ、一般的に就労継続支援（A型）より障害が重度の人がそれぞれ対象となります。この5年間の増加は、合計で利用者数、利用延日数とも2倍を超えています。特に増加が著しいのは、就労継続支援（A型）です。

表1-3-52 就労移行支援・就労継続支援利用状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就労移行支援	利用者数（人）	32	29	35	42	71
	利用延日数（日／月）	549	464	661	777	1,259
就労継続支援（A型）	利用者数（人）	19	24	94	187	289
	利用延日数（日／月）	405	515	1,807	3,474	5,478
就労継続支援（B型）	利用者数（人）	367	460	502	540	572
	利用延日数（日／月）	6,841	8,545	9,103	9,520	10,095
合 計	利用者数（人）	418	513	631	769	932
	利用延日数（日／月）	7,795	9,524	11,571	13,771	16,832

◆◆◆ 第9 スポーツ・レクリエーション、文化 ◆◆◆

(1) 富山市勤労身体障害者体育センター

車いすバスケットボール、ツインバスケットボール、身障者卓球等の利用があります。車いす利用者が使いやすい設計・設備になっています。

(2) 野外活動

身体に障害のある人が、大自然のもとでハイキング、体操等のスポーツ活動や野外ゲーム等のレクリエーションを行い、体力の維持増進、身体機能の向上を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的に、富山市身体障害者福祉協議会が行っています。

(3) ふれあいキャンプ

障害のある児童とない児童が、豊かな自然の中でふれあい、野外生活を通してお互いの親睦を深め、協調性・自立性を育むことを目的として、毎年8月に開催しています。

(4) 作品展

毎年12月上旬に、障害のある人（児童）が制作した手芸・書・工芸品等を市役所で展示し、いろいろな趣味に親しむ人の発表の場としています。また、富山県身体障害者団体協議会および富山県障害者社会参加推進センターが、富山県障害者絵画展、障害者文化芸術支援事業・地域障害者作品展、障害者写真教室、障害者ワークショップ教室、「心の輪を広げる体験作文」等募集事業および障害者による書道・写真コンテストを毎年開催しています。

(5) 障害者農園

在宅の障害のある人に、自然に親しみ、健康で明るい生活を送ってもらうことを目的に、海岸通り地内において9区画の土地を無料でお貸しし利用してもらっています。貸付期間は2年間です。

(6) 夏期養護学校

障害のある人が集い、野外活動、プール、音楽にあわせてのリズム体操等のスポーツ活動を通し、相互の親睦を深めることを目的として、夏休み中に数回開催されます。

(7) おもちゃの図書館

障害のある児童とその家族の社会参加の機会を広げるとともに、おもちゃをとおして障害のない児童との交流や子どもの身体機能や情緒の発達を促すことを目的として、おもちゃの図書館があります。市社会福祉協議会が運営しているもので、開館日は毎週土曜日の午前10時～午後5時です。

◆◆◆ 第10 生活環境 ◆◆◆

1 建築物・道路・公共交通機関

(1) 公共的建築物

公共交通機関や道路、公共的建築物等については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）および富山県民福祉条例に基づいてバリアフリー化を進めています。

また、障害のある人が外出しやすいよう、公共的施設に車いす使用者用トイレやオストメイト対応トイレの設置を進めています。

表1-3-53 バリアフリー法による計画の認定建築物（平成26年3月末現在）

単位：件

区 分	病院・診療所	百貨店・店舗	事 務 所	福祉施設	体育館・水泳場・ボーリング場等	計
建築物数	2	7	1	2	3	15

(2) 道 路

障害のある人の生活圏の拡大を図るために、歩道段差の切下げ、点字ブロックの敷設、盲人用信号装置の設置などを推進しています。

(3) 公共交通機関

平成18年4月29日、富山ライトレールが運行をはじめました。この富山ライトレールをはじめ、路線バスの低床化などを促進し、障害のある人や高齢者が利用しやすい公共交通機関をめざしています。

また、富山駅周辺では、平成27年3月14日に開業した北陸新幹線を契機として、鉄道の高架化や施設の再整備を図り、南北一体的なまちづくりの実現をめざしています。これらの施設整備にあたっては、障害のある人や高齢者の利便性の向上を図りつつ、進めています。

2 住 宅

(1) 障害のある人向け住宅

市営住宅中、障害のある人向け住宅は39戸、うち19戸は車いす対応住宅です。

表1-3-54 障害のある人向け市営住宅（平成25年度末現在）

団地名	戸数		団地名	戸数	
		うち車いす対応			うち車いす対応
山室	2戸	-戸	月岡	3戸	-戸
中市	2	-	五艘	2	2
朝菜町	3	-	下赤江	5	-
高原町	2	2	上赤江	3	3
有沢	2	2	布目	6	2
広田	4	4	水橋中村	5	4
			計	39	19

(2) 住宅改善費の助成

身体障害者手帳1・2級の視覚に障害のある人・肢体に不自由のある人のいる世帯で世帯員全員が所得税非課税の世帯に対して、家の中の段差をなくしたり、浴室やトイレを使いやすくするためなどの改造費を助成しています。助成額は、対象工事費50万円以下の場合は全額、50万円を超える部分は3分の2（助成限度額75万円）です。

表1-3-55 住宅改善費助成状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成件数(件)	32	40	44	41	19
助成総額(千円)	13,394	12,620	15,702	14,455	8,037

第4章 関係資源の状況

1 ボランティア団体と登録ボランティア数

市社会福祉協議会の設置するボランティアセンターは、ボランティアの登録や活動のあっせんを行っています。平成26年3月現在、登録団体は323団体、登録ボランティア数は11,353人です。

表1-4-1 ボランティア登録団体・登録人員の推移（各年3月現在）

区 分	グループ登録		個人登録	登録人数計
	団 体 数	人 数	人 数	
平成21年度	364団体	11,062人	205人	11,267人
平成22年度	365	11,468	187	11,655
平成23年度	362	11,448	168	11,616
平成24年度	370	11,803	176	11,979
平成25年度	323	11,217	136	11,353

2 障害のある人の団体

障害のある人やその家族が自主的に結成し運営している団体のうち、市と連携を図りながら活動している団体には、次のものがあります。これらの団体の活動は、ともすれば社会的な活動への参加が不足しがちな障害のある人の生活において、共通の問題や課題に対処するという側面ばかりでなく、ふれあいの場、交流の場となっています。

表1-4-2 障害者団体（平成26年4月現在）

団 体 名	会員数	団 体 名	会員数
富山市身体障害者福祉協議会	1,000人	富山市障害者（児）父母の会	60人
・富山市身体障害者協会	627	富山市手をつなぐ育成会	800
・富山市肢体不自由児者父母の会	73	とやま発達障がい親の会	89
・富山市視覚障害者協会	200	富山市精神障害者家族会等連絡会	500
・富山市聾唖福祉協会	100	富山地区腎友会	470
日本リウマチ友の会	75	日本オストミー協会富山県支部	50
富山市心臓病の子どもを守る会	58		

3 サービス提供事業者等の状況

市内の障害のある人を対象とする主なサービスの提供事業者等は、次のとおりです。

表1-4-3 市内の主なサービス提供事業者等（平成26年3月末現在）

区 分		事業の種類	事業所数 (指定)	事業所数 (基準該当)	利用定員 (指定のみ)
障害福祉サー ビス	訪問サービス	居宅介護	35 か所	-人	-人
		重度訪問介護	35	-	-
		同行援護	13	-	-
	短期入所	短期入所	22	3	-
	相談支援	計画相談支援	15	-	-
		地域移行支援	9	-	-
		地域定着支援	8	-	-
	日中活動の場	生活介護	26	44	971
		療養介護	2	-	217
		自立訓練（機能訓練）	1	44	40
		自立訓練（生活訓練）	4	26	54
		就労移行支援	11	-	125
		就労継続支援（A型）	15	-	312
	住まいの場	就労継続支援（B型）	31	-	747
グループホーム		23	-	361	
地域生活支援事業	施設入所支援	12	-	721	
	移動支援	-	16	-	
	地域活動支援センター	-	12	-	
	訪問入浴サービス	-	6	-	
障害のある児 童に対するサ ービス	障害児通所支援	日中一時支援	-	40	-
		児童発達支援	7	22	116
		医療型児童発達支援	1	-	40
		放課後等デイサービス	6	23	60
	保育所等訪問支援	1	-	-	
障害児入所支援	医療型	2	-	127	

4 医療機関

平成26年3月末現在、本市には、病院が47か所、一般診療所が339か所、歯科診療所が200か所あり、病床数は総計8,075床です。また、指定自立支援医療機関にみなし指定された医療機関等の数は、表1-4-5のとおりです。

表1-4-4 医療機関の概要（平成26年3月末現在）

区 分	病 院	一般診療所	歯科診療所
施設数(か所)	47	339	200
ベッド数(床)	7,752	323	-

表1-4-5 指定自立支援医療機関（みなし指定・平成26年4月1日現在）

区 分	身 体		精 神		薬 局
	病 院	診 療 所	病 院	診 療 所	
施設数(か所)	23	58	20	20	146

5 障害者福祉プラザ

富山市障害者福祉プラザは、平成9年4月に障害者通所作業センター、知的障害者通所更生センターを開設し、平成10年10月にはすべての施設をオープンしました。この施設は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支援する機能を備えた拠点施設として位置付けられています。本市のノーマライゼーション理念の取組みのシンボルともいうべき施設で、管理運営は市社会福祉事業団に委託して実施しています。

表1-4-6 障害者福祉プラザの概要

名 称		階等	機能・設備
北館	障害者福祉センター・身体障害者デイサービスセンター	1階	多目的ホール、温水訓練施設、休憩コーナー、展示コーナー、事務室、一般浴室、介護浴室、食堂・静養室
		2階	機能回復訓練教室、日常生活訓練室、作業室、介護実習室、料理実習室、軽運動室
		3階	社会適応訓練室・多機能室、教養室、団体事務室、製本室、録音・編集室、事業団事務局、基幹相談支援室
南館	障害者通所作業センター・生活介護事業所	1階	第1あすなる、第2あすなる、アミティ工房、ガラス工芸共同作業所、けやき苑事務局
		2階	第1あすなる、らいちょう蝸川、JOBにながわ（けやき苑）

6 その他のサービス提供団体

(1) 社会福祉法人富山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的とした民間組織です。地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されており、社会福祉を目的とする連絡調整および事業の企画・実施等を行っています。障害のある人に関連する事業として次のものがあります。

- ・地域ぐるみ福祉活動の実施
- ・おもちゃの図書館の運営
- ・訪問介護・居宅介護事業の運営
- ・車いす、ギャッチベッド・歩行器の貸出
- ・日常生活自立支援事業の運営
- ・音訳講座・点訳講座・手話講座・要約筆記講座の開催
- ・福祉バスの運行
- ・傾聴ボランティア養成講座の開催
- ・共同作業所（アミティ工房、ガラス工芸）の運営
- ・盲導犬歩行体験事業
- ・ボランティアセンターの運営
- ・朗読サービス
- ・総合社会福祉センターの運営
- ・富山市愛と誠銀行の運営
- ・社会福祉大会の開催
- ・ノーマライゼーション理念の普及・啓発
- ・ふれあい広場の開催

(2) 社会福祉法人富山市社会福祉事業団

富山市における社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として設立され、各種社会福祉施設の受託管理運営を行い、効率的な一元管理運営をするものです。事業運営にあたっては、富山市と一体になって社会福祉法人組織の特性を利用し、福祉サービスを弾力的、効果的、積極的に推進するため、自主性と創意工夫を活かした運営を行っています。障害のある人に関連する事業として、障害者福祉プラザの運営があります。